

沖縄県都市計画基礎調査要領

令和4年2月

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

目次

第1章 都市計画基礎調査の実施について

1. 都市計画基礎調査の概要	1
(1) 調査の位置づけ	1
(2) 調査方針	1
(3) 調査の基本事項	2
(4) 調査スケジュール	2
(5) 調査結果の報告	2
2. 都市計画基礎調査実施要領の基本的枠組み	3
(1) 実施要領の構成	3
(2) 調査対象区域	3
(3) 調査時点	3
(4) 調査内容	3
(5) 作成部数	3
(6) 提出期限	3
(7) 提出様式	4
(8) その他	5

第2章 都市計画基礎調査実施要領

1. 調査区の設定	18
2. 人口	22
2-1 人口規模	22
2-2 D I D	26
2-3 将来人口	28
2-4 人口増減	29
2-5 通勤・通学移動	30
2-6 昼間人口	31
3. 産業	36
3-1 産業・職業分類別就業者数	36
3-2 事業所数・従業者数・売上金額	40
4. 土地利用	45
4-1 都市計画の変遷	45
4-2 区域区分の現況	46
4-3 土地利用現況	47
4-4 国公有地の状況	52
4-5 宅地開発状況	54
4-6 農地転用状況	58
4-7 林地転用状況	61

4-8	新築動向	64
4-9	条例・協定・地区計画等	66
4-10	法適用状況	68
4-11	農林漁業関係施策適用状況	70
5.	建物	71
5-1	建物利用現況	71
5-2	大規模小売店舗等の立地状況	90
5-3	住宅の所有関係別・建て方別世帯数	92
6.	都市施設	94
7.	交通	99
7-1	主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度	99
7-2	自動車流動量	100
7-3	モノレールの状況	101
7-4	バスの状況	102
8.	地価	104
9.	自然的環境等	105
9-1	地形・水系・地質条件	105
9-2	気象状況	107
9-3	緑地の状況	108
9-4	動植物調査	112
10.	災害	113
10-1	災害の発生状況	113
10-2	防災施設の位置及び整備の状況	115
11.	その他（歴史・景観資源等）	116
11-1	観光の状況	116
11-2	景観・文化資源等の状況	118
11-3	レクリエーション施設	120
第3章 関連資料等		
1.	都市計画法	121
2.	国の実施要領見直し等	123

第1章

沖縄県都市計画基礎調査の実施について

1 沖縄県都市計画基礎調査の概要

(1) 調査の位置づけ

本調査は、都市計画法第6条に「おおむね5年ごとに実施」するものと規定されており、都市政策の企画・立案及び都市計画の運用に資するため、土地利用現況・建物現況・都市施設・市街地整備の状況等について調査し、都市の現況及び動向を把握するものである。

(2) 調査方針

今回の調査は、次に示す方針に基づき実施するものとする。

- 1) 人口動向や市街地の現況など、都市の将来像を踏まえた都市計画を策定する上で必要な項目を調査内容とする。
- 2) 都市計画区域マスタープランの見直しや区域区分の変更など県が定める都市計画に活用する。
- 3) 市町村が都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定及び具体の都市計画の策定・見直しを進める際に活用する。このため、市町村は必要に応じ項目を追加し調査する。
- 4) 令和3年5月に見直しのあった都市計画基礎調査実施要領（国土交通省見直し）の調査項目を新たに設定するとともに、平成28年の沖縄県都市計画基礎調査実施要領における問題点（説明不足や誤字脱字、文言の統一等）等の修正も行う。
- 5) 調査にあたっては、作業の合理化に努めるとともに、可能な限り既存資料を活用する。

なお、詳細な都市の現況を経年的に把握するため、市街化区域等は前回平成28年調査区を原則固定し、その後、市街化区域等の変更が行われた地区を対象に調査区の見直しを行う。

(3) 調査の基本事項

調査の基本事項は次のとおりである。

調査の基本事項

事 項	内 容
調 査 基 準 日 等	調査基準日 調査年度の6月末日 (固定資産課税台帳 調査年の1月1日)
調 査 内 容	第2章参照
調 査 対 象 区 域	行政区域(都市計画区域外も含む)、都市計画区域、 市街化区域等
調 査 実 施 機 関	県
調 査 費 用	県：1/2、市町村：1/2
調 査 結 果 報 告	CD-RWもしくはDVD-RW(以下CD-R等と記す)
調 査 成 果	集計データ集、解析報告書、印刷図等作成

(4) 調査スケジュール

都市計画基礎調査実施に係る年度別のスケジュールは次のとおりである。

都市計画基礎調査年度別スケジュール

年 度	概 要
令 和 3 年 度	沖縄県都市計画基礎調査実施要領の作成
令 和 4 年 度	都市計画基礎調査
令 和 5 年 度	都市計画基礎調査
令 和 6 年 度	沖縄県都市計画基礎調査及び分析

(5) 調査結果の報告

令和6年度に作成する「沖縄県都市計画基礎調査分析報告書」をもって、都市計画法第6条第4項に規定する関係市町村長への通知とする。

2 沖縄県都市計画基礎調査実施要領の基本的枠組み

(1) 実施要領の構成

実施要領の構成は基本的に次のとおりである。

- 1) 目的等
- 2) 調査対象区域
- 3) 調査時点
- 4) 作成資料（図面及び調書）
- 5) 原資料
- 6) 作成方法
- 7) 備考

(2) 調査対象区域

- 1) 行政区域、都市計画区域、市街化区域等
- 2) 本調査において「市街化区域」とあるものについて、非線引き都市計画区域では市街化区域を「用途地域指定区域」、市街化調整区域を「用途地域指定外地域」と読み替える。
- 3) また、非線引き都市計画区域のうち用途地域未指定の都市は、対象区域が市街化区域である調査項目に関しては調査対象外とする。（本部都市計画区域が該当）

(3) 調査時点

- 1) 都市計画基礎調査の調査基準日は、調査年度の6月末日（令和4年度調査の場合、調査基準日は令和4年6月末日）とする。ただし、土地利用現況調査、建物現況調査等については、前後数カ月にわたる適当な期間としてもよい。その場合、宅地の変更、建物の新築状況等を調査基準日に戻して判定する必要はない。
- 2) 固定資産課税台帳を使用する項目については、調査年の1月1日とする。

(4) 調査内容

「第3章 沖縄県都市計画基礎調査実施要領」本編の通り。

(5) 作成部数

県分：調書データ（Excel、CSVファイル形式）	CD-R等	1部
図面データ（SHAPE形式）	CD-R等	1部
図面（PDFデータ）	CD-R等	1部
市町村分：都市計画区域の各市町村に対し、県と同じ成果品	CD-R等	各1部

なお、図面データ（SHAPE形式）については、定義書を添付すること。

(6) 提出期限

原則として調査年度の3月末日。

(7) 提出様式

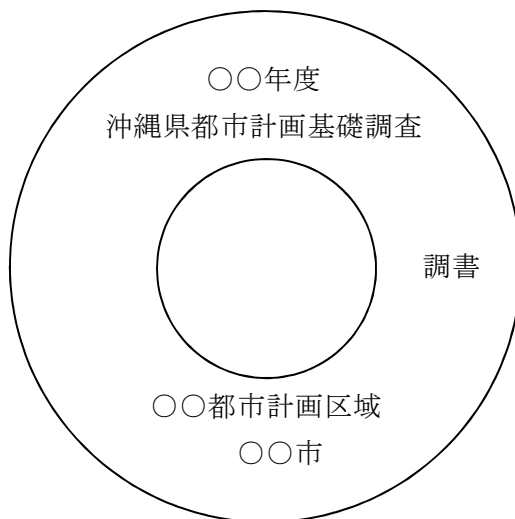
1) 調書

調書は、「CD-R等」を提出する。

① CD-R等による提出

・提出の際、内容がわかるように次のようにCD-R等の表面に表記する。

(CD-R等の表示形式)



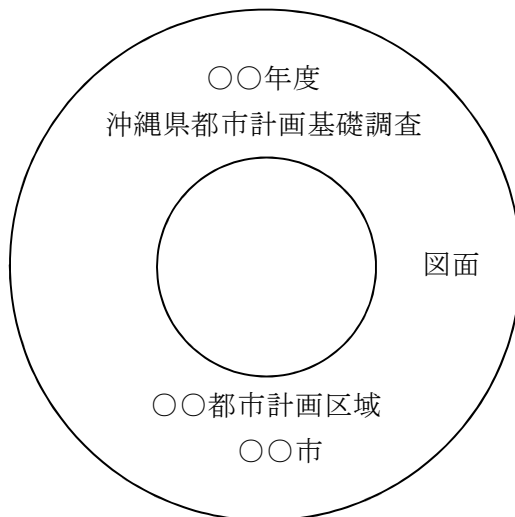
2) 図形データ

図形データについては、県で貸与した平成28年度～30年度都市計画基礎調査データを基にSHAPE形式で土地利用データ、建物データ、ゾーンデータの更新版を作成し、提出する。

3) 図面

都市計画基礎調査の有効利活用を図るため、図面作業はGISを用いて作成することとする。また、デジタルで作成したデータについても別途CD-R等にて提出すること。

(CD-R等の表示形式)



4) 調書及び図面のプリントアウトについて

- ・調書及び図面のプリントアウトについては、都市計画法施行規則第6条の3第2項の改定に伴い、関係市町村への基礎調査の結果及びその概要を記載した書面の送付は書面に代えて電磁記録媒体を使用して行うことから不要とする。

(基礎調査の結果の通知の方法)

第六条の三 法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

2 前項の規定による書面の送付は、書面に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十九条の十において同じ。）に係る記録媒体をいう。）を使用して行うことができる。

(8) その他

1) 図面の分割・統合

図面に表示する内容が多く判読しにくいときは、適宜分割する（図面番号にa、b、c等の番号を付す）。また表示する内容が少ないときは、同系列の図面を統合しても構わない。ただし、その際は事前に県と調整を行うものとする。

2) 既成図面による代替

項目によって他の所管部署で印刷図面を作成している場合は、その印刷をそのまま、もしくは加筆の上、提出図面として使用して差しつかえない。ただし、その際は事前に県と調整を行うものとする。

3) 図面作業

G I Sデータについては、作業環境を整えた機器に取り込み、G I Sソフトに展開することとし、全てのデータについて、不具合がないかなどの確認作業を実施することとする。

第1章 沖縄県都市計画基礎調査の実施について

2 沖縄県都市計画基礎調査実施要領の基本的枠組み

〇〇年度沖縄県都市計画基礎調査

項目		調書及び図面の作成								
		那覇広域		中部広域		名護	本部	南城	宮古	石垣
		広域	市町村	広域	市町村					
1 調査区の設定		都市計画区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書1-1 調査区の特徴		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面1-1 都市計画基礎調査・調査区図		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面1-2 大字・町丁目字界図		—	●	—	●	●	●	●	●	
図面1-3 学校区図		—	●	—	●	●	●	●	●	
図面1-4 年国勢調査調査区図		●	●	●	●	●	●	●	●	
2 人口		都市計画区域（総括は行政区区域）								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
2-1 人口規模		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書2-1 人口総数及び増加数表		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書2-2 人口規模集計表		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面2-1 地区別人口密度分布図		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面2-2 地区別人口密度増減図		●	●	●	●	●	●	●	●	
2-2 DID		行政区区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書2-3 市街地（DID）進展状況表		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面2-3 市街地（DID）進展状況図		●	●	●	●	●	●	●	●	
2-3 将来人口		行政区区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書2-4 将来人口の見通し表		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書2-5 将来推計人口表（年齢別階級別）		—	●	—	●	●	●	●	●	
2-4 人口増減		行政区区域（既存資料等を活用）								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
2-5 通勤・通学移動		行政区区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書2-6 通勤・通学移動表		●	●	●	●	●	●	●	●	
2-6 昼間人口		行政区区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面2-4 昼間人口分布図		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書2-7 流出・流入別人口表		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面2-5 流出・流入別人口図		●	●	●	●	●	●	●	●	
3 産業		行政区区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
3-1 産業・職業分類別就業者数		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書3-1 産業・職業分類別就業者数表		●	●	●	●	●	●	●	●	
3-2 事業所数・従業者数・売上金額		行政区区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書3-2 事業所数・従業者数・売上金額表		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面3-1 従業者数分布図		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書3-3 産業中分類別工業出荷額表		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書3-4 産業中分類別商業販売額表		●	●	●	●	●	●	●	●	
4 土地利用		都市計画区域								
調査範囲		—	●	—	●	●	●	●	●	
4-1 都市計画の変遷		—	●	—	●	●	●	●	●	
調書4-1 都市計画及び都市開発年表		—	●	—	●	●	●	●	●	
4-2 区域区分の状況		都市計画区域								
調査範囲		●	●	—	—	—	—	—	—	
調書4-2 区域区分に関する都市計画決定・変更経緯表		●	●	—	—	—	—	—	—	
図面4-1 市街化区域変遷図		●	●	—	—	—	—	—	—	
4-3 土地利用現況		都市計画区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書4-3 土地利用現況表		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面4-2 土地利用現況図		●	●	●	●	●	●	●	●	
4-4 国公有地の状況		行政区区域								
調査範囲		●	●	●	●	●	●	●	●	
調書4-4 国公有地状況表		●	●	●	●	●	●	●	●	
図面4-3 国公有地状況図		—	●	—	●	●	●	●	●	

第1章 沖縄県都市計画基礎調査の実施について
2 沖縄県都市計画基礎調査実施要領の基本的枠組み

項目	調査範囲	調書及び図面の作成								
		那覇広域		中部広域		名護	本部	南城	宮古	石垣
		広域	市町村	広域	市町村					
4-5 宅地開発状況	調査範囲	都市計画区域								
調書4-5 市街地開発事業表		●	-	●	-	●	●	●	●	●
調書4-6 開発許可による状況表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面4-4 宅地開発状況図		●	●	●	●	●	●	●	●	●
調書4-7 開発行為許可状況集計表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
調書4-8 面整備実績表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
4-6 農地転用状況	調査範囲	都市計画区域								
調書4-9 農地転用状況表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
調書4-10 農地転用状況調書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面4-5 農地転用状況図		●	●	●	●	●	●	●	●	●
4-7 林地転用状況	調査範囲	都市計画区域								
調書4-11 林地転用状況表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
調書4-12 林地転用状況調書		●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面4-6 林地転用状況図		●	●	●	●	●	●	●	●	●
4-8 新築動向	調査範囲	都市計画区域								
調書4-13 地区別新築状況調書		-	●	-	●	●	●	●	●	●
調書4-14 地区別新築状況集計表		-	●	-	●	●	●	●	●	●
図面4-7 地区別新築状況図		●	●	●	●	●	●	●	●	●
4-9 条例・協定・地区計画等	調査範囲	都市計画区域								
調書4-15 地区計画の状況表		-	●	-	●	●	●	●	●	●
調書4-16 条例・協定の状況表		-	●	-	●	●	●	●	●	●
図面4-8 条例・協定・地区計画状況及び再開発・高度利用事業実施状況図		-	●	-	●	●	●	●	●	●
4-10 法適用現況	調査範囲	都市計画区域								
調書4-17 法適用現況表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面4-9 法適用現況図		●	●	●	●	●	●	●	●	●
4-11 農林漁業関係施策適用状況	調査範囲	都市計画区域								
調書4-18 農林漁業関係施策適用状況表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面4-18 農林漁業関係施策適用状況図		●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 建物										
5-1 建物利用状況	調査範囲	都市計画区域								
調書5-1 建物利用現況調書		-	●	-	●	●	●	●	●	●
調書5-2 建物利用現況集計表		-	●	-	●	●	●	●	●	●
図面5-1 建物位置図		-	●	-	●	●	●	●	●	●
図面5-2 建物用途現況図		-	●	-	●	●	●	●	●	●
5-2 大規模小売店舗等の立地状況	調査範囲	行政区域								
調書5-3 大規模小売店舗等一覧表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面5-3 大規模小売店舗等位置図		●	●	●	●	●	●	●	●	●
5-3 住宅の所有関係別・建て方別世帯数	調査範囲	行政区域								
調書5-4 地域別住宅所有関係世帯数		●	●	●	●	●	●	●	●	●
調書5-5 住宅の所有関係別世帯数集計表		●	●	●	●	●	●	●	●	●
調書5-6 住宅の建て方別世帯数集計表		●	●	●	●	●	●	●	●	●

第1章 沖縄県都市計画基礎調査の実施について
2 沖縄県都市計画基礎調査実施要領の基本的枠組み

項目	調査範囲	調査及び図面の作成								
		那覇広域		中部広域		名護	本部	南城	宮古	石垣
		広域	市町村	広域	市町村					
6 都市施設		都市計画区域								
調書6-1	都市施設整備状況表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面6-1	都市施設整備状況図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
調書6-2	道路現況集計表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面6-2	道路状況図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
図面6-3	下水道・河川整備状況図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
図面6-4	上下水道整備状況図	●	—	●	—	●	●	●	●	●
7 交通		行政区域（既存資料等を活用）								
7-1	主な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度	行政区域								
7-2	自動車流動量	行政区域								
調書7-1	自動車流動量表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7-3	モノレールの状況	行政区域								
調書7-2	モノレールの状況調書	●	●	—	—	—	—	—	—	—
7-4	バスの状況	行政区域								
調書7-3	バス等の状況調書	●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面7-1	バス・モノレール運行状況図	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8 地価	調査範囲	行政区域（既存資料等を活用）								
9 自然的環境等		行政区域								
9-1	地形・水系・地質条件	行政区域								
図面9-1	治水地形分類図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
図面9-2	主要水系調査利水現況図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
9-2	気象状況	都市計画区域								
調書9-1	気象調査表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9-3	緑地の状況	都市計画区域								
調書9-2	緑被分布集計表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面9-3	緑被分布図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
調書9-3	残存緑地表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面9-4	残存緑地図	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9-4	動植物調査	都市計画区域（既存資料等を活用）								
10 災害		行政区域								
10-1	災害の発生状況	行政区域								
調書10-1	既往災害状況表	—	●	—	●	●	●	●	●	●
図面10-1	災害発生状況位置図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
図面10-2	がけ崩れ発生回数図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
10-2	防災施設の位置及び整備の状況	行政区域								
調書10-2	防災拠点避難場所表	—	●	—	●	●	●	●	●	●
図面10-3	防災拠点避難場所位置図	—	●	—	●	●	●	●	●	●
11 その他（景観・歴史資源等）		行政区域								
11-1	観光の状況	行政区域								
図面11-1	宿泊施設総数メッシュ図	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11-2	景観・文化資源等の状況	行政区域								
調書11-1	景観・歴史資源等一覧表	●	●	●	●	●	●	●	●	●
図面11-2	景観・歴史資源等位置図	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11-3	レクリエーション施設	行政区域（既存資料等を活用）								

4) 着色

図面は基本的にGISで作成する図面とするが、色鉛筆等を使用する場合はふちどり、実線表示の場合は、適宜、マーカーを使用した方が判読しやすい。

本手引の凡例で示した色彩と「三菱色鉛筆ポリカラーNo.7500」との対応は次のとおりである。なお、色調が同じであれば他製品であってもさしつかえない。

なお、デジタル図化の場合は、下表右欄によるものとする。

三菱色鉛筆ポリカラーNo.7500の名称・番号			カラー印刷基本色配合割合
色番号	英語名	和名(色彩)	(CMYK)
15	Red	あ か	C0 M100 Y78 K0
13	Pink	も も い ろ	C0 M55 Y25 K0
4	Orange	だ い だ い い ろ	C0 M60 Y100 K0
3	Chrome Yellow	や ま ぶ き い ろ	C0 M35 Y100 K0
2	Yellow	き い ろ	C0 M15 Y100 K0
5	Yellow Green	き み ど り	C35 M0 Y100 K0
6	Green	み ど り	C70 M0 Y70 K0
7	Deep Green	ふ か み ど り	C95 M0 Y85 K60
8	Light Blue	み ず い ろ	C30 M0 Y10 K0
33	Blue	あ お	C100 M3 Y0 K10
12	Purple	む ら さ き	C52 M80 Y0 K0
34	Lilac	う す む ら さ き	C20 M30 Y0 K0
17	Pale Orange	は だ い ろ	C0 M15 Y25 K0
19	Yellow Orange	お う ど い ろ	C0 M35 Y70 K0
21	Brown	ち ゃ い ろ	C0 M55 Y70 K55
22	Vandyke Brown	こ げ ち ゃ い ろ	C0 M38 Y38 K70
37	Warm Grey	は い い ろ	C0 M0 Y0 K68
24	Black	く ろ	C30 M30 Y0 K100
1	White	し ろ	C0 M0 Y1 K0
9	Ultra Marine	ぐ ん じ ょ う い ろ	C75 M58 Y0 K0
10	Prussian Blue	あ い い ろ	C70 M20 Y0 K60
11	Magenta	あ か む ら さ き	C0 M75 Y0 K0
14	Charmine	べ に い ろ	C0 M100 Y65 K10
16	Vermilion	し ゅ い ろ	C0 M85 Y100 K0
18	Dark Olive	は い み ど り	C40 M0 Y47 K48
20	Reddish Brown	あ か ち ゃ い ろ	C0 M70 Y70 K30
23	Grey	ね ず み い ろ	C0 M0 Y0 K55
27	Cream Yellow	た ま ご い ろ	C0 M20 Y60 K0
28	Lemon Yellow	れ も ん い ろ	C0 M0 Y80 K0
29	Khaki	つ ち い ろ	C0 M47 Y70 K32
30	Russet Brown	く ち ば い ろ	C0 M27 Y54 K55
31	Emerald Green	え め ら る ど い ろ	C80 M0 Y72 K0
32	Seacrest	せ い じ い ろ	C57 M0 Y40 K10
36	Rose Red	う す べ に い ろ	C0 M78 Y18 K0
38	Amber Red	べ に か ば い ろ	C0 M70 Y56 K30

(注)本書では「和名」を「色彩」としている。

なお、GISで作成する図面の発色は、前回の都市計画基礎調査結果のデータ等を参照すること。

5) 面積補正

今回の基礎調査における面積補正の基本方針は次のとおりである。なお、この方法で著しい不都合が生じる市町村においては、別途県と協議する。

①対象調書

- ・表1-1 調査区の特性

②面積補正の基本方針

線 引 き 都 市		<p>図上計測値をゾーンごとに積み上げて算出した市街化区域面積及び市街化調整区域面積は、最新の市街化区域及び市街化調整区域面積の公表値に合致させる。(面積の総合計が都市計画区域面積となる。)</p> <p>なお、都市計画区域外の面積も合致させる。(面積の総合計が行政区域面積となる。)</p>
非 線 引 き 都 市	区 域 用 途 地 域 指 定	<p>図上計測値をゾーンごとに積み上げて算出した用途地域指定区域面積及び用途地域指定外地域面積を最新の用途地域指定区域面積及び用途地域指定外地域面積の公表値に合致させる。(面積の総合計が都市計画区域面積となる。)</p> <p>また、都市計画区域外の面積も合致させる。(面積の総合計が、行政区域面積となる。)</p>
	外 地 域 用 途 地 域 指 定	<p>図上計測値をゾーンごとに積み上げて算出した面積の総合計を、最新の都市計画区域面積の公表値に合致させる。</p> <p>また、都市計画区域外の面積も合致させる。(面積の総合計が、行政区域面積となる。)</p>

(注) 線引き都市及び非線引き都市の用途地域指定都市は、新用途地域見直しに際して算出された面積と一致するものである。

6) 図面における区域表示

次の区域表示は原則として共通とする。

区 分	色 彩	色番号	表 示 方 法
都市計画区域	むらさき	12	一点破線ふちどり
行政区域	くろ	24	一点破線ふちどり
市街化区域・用途地域	あか	15	実線ふちどり
居住誘導区域	あお	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	みどり	6	実線ふちどり
大ゾーン	はいいろ	37	実線ふちどり
中ゾーン	はいいろ	37	実線ふちどり
小ゾーン	はいいろ	37	実線ふちどり
細ゾーン	はいいろ	37	実線ふちどり
非可住地小ゾーン	こげちゃ	22	ハッチ

(注) 「市街化区域」を実線ふちどりすることは、「市街化区域界」を実線で示すことを意味する。

(注) ここでの用途地域とは、線引き都市の市街化区域に対する非線引き都市の用途地域指定区域のことをいう。

(注) 立地適正化区域の各区域は立地適正化計画が策定されている場合に表示する。

7) 調書の記入（入力）

①ゾーンコード等

- ・ゾーンコードは、半角右詰め文字（例：01）とする。
- ・ゾーンコード以外のコード番号や図面対照番号は、数値（半角）とする。

②数値

- ・数値入力の欄には原則的に単位を示してある。（コード番号や図面対照番号は除く）
- ・小数点以下の必要桁数は調書の「記入例」のとおりとする。（例えば記入例に「5.8」とあった場合は「小数点以下第1位まで」とする）「小数点以下第1位まで」記入するようになっている場合は、小数点以下第2位を四捨五入した数値を記入する。
- ・ゾーン別の面積については一般に「ha」を単位とし、小数点以下第1位（1,000㎡単位）までを記入することとする。

③文字

- ・原資料名、事業名、備考等の記入は、原則的に全角文字とする。ただし、文の中の数字やアルファベットは半角文字とする。

④年月日

- ・年月日は年号（アルファベット頭文字）・半角数字とし、年・月・日の順にピリオドで区切るものとする。（例：R2.1.1）
- ・報告書の日付のように「日」の記載のないものについては、年・月だけを記入する。（例：R2.1）

⑤準都市計画区域を検討している市町村

- ・準都市計画区域を検討している市町村の調書の形式については、別途県と協議するものとする。

線引き都市＋立地適正化計画策定

〇〇都市計画区域			
市街化区域			
市街化調整区域			
居住誘導区域			
都市機能誘導区域			
都市計画区域外			

非線引き都市＋立地適正化計画策定

××市行政区域			
都市計画区域			
非線引き用途地域			
非線引き用途白地			
居住誘導区域			
都市機能誘導区域			
都市計画区域外			

※非線引き都市計画区域で用途地域が指定されている都市においては、市街化区域を「用途地域指定区域（非線引き用途地域）」、市街化調整区域を「用途地域指定外地域（非線引き用途白地）」と読み替える。

8) 個人情報の取扱い

- ①現地調査により作成した資料や他部署から提供を受けた台帳類を資料として使用する
場合、これらの資料や調査の成果物が個人情報に該当する可能性があるため、慎重に取
り扱うこと。
- ②具体的には、市町村における個人情報保護に関する条例に基づき、個人情報に当たる資
料を特定し、適切な管理や利用・提供等を行うこと。
- ③なお、次の資料については、個人情報として取り扱う調査実施機関があるため、当該情
報を個人情報として取り扱わない調査実施機関においても、個人情報に準じた取り扱い
をするよう配慮すること。
 - ・建物用途別現況図のGISデータ
 - ・建物構造・階数別現況図のGISデータ
 - ・土地利用現況図のGISデータ
 - ・建物動態図
- ④また、固定資産税台帳や建築確認台帳を利用する場合には、調査に必要な最小限のデー
タの利用に留めるものとし、データの取り扱いは「個人情報の保護に関する法律（平成
十五年法律第五十七号）」に則り、十分注意すること。
- ⑤併せて、これら調査を委託する場合には、委託先の情報セキュリティの状況を事前に確
認することが望ましい。

※参考個人情報とは・・・

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等
により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、
それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」

Q 1. 地図に住所を表示するシステムについて、住所データが含まれています。

個人情報に該当しますか。

A 1. 単に地図上の地点を示すのみならば、通常は特定の個人を識別できないので、個人情報とは
いえないものと考えます。

Q 2. 住所だけで個人情報となりますか。

A 2. 住所だけでは、基本的に個人情報となりません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、
それによって、特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情
報となることはあるため、ケースバイケースでの判断が必要です。

出展：個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関
するQ&A（経済産業省編）

なお、詳細は「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン（平成31年）」等を参照の
こと。

取得先URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001282175.pdf>

9) 調査結果に誤りがあった場合の取扱い

- ①県へ提出した調査結果に誤りがあった場合には、誤りの箇所及び原因を特定し、速やかに県に連絡すること。
- ②誤りの修正等の対応は、関係者による協議の上、決定する。調査の実施機関が、単独で判断して修正しない。
- ③過去に実施した調査結果の誤りについても同様の対応とし、原則として、遡って修正する。

10) 調査結果の利用

- ①ここで、「調査結果」とは、都市計画基礎調査各調査項目の成果物（図面、調書、GIS及び数値データ等）をいう。
- ②都市計画基礎調査の調査結果は、県が作成することから、著作権（著作権法第21条～第28条）は、県に帰属する。

著作権法上の整理

		著作権法	業者	備考
著作者人格権	公表権	第18条1項	行使しない(約款等)	
	氏名表示権	第19条1項	行使しない(約款等)	
	同一性保持権	第20条1項	行使しない(約款等)	
著作権	複製権	第21条	×	
	上映権及び演奏権	第22条	×	
	上映権	第22条の2	×	
	公衆送信権等	第23条	×	
	口述権	第24条	×	
	展示権	第25条	×	
	頒布権	第26条	×	
	譲渡権	第26条の2	×	
	貸与権	第26条の3	×	
	翻訳権等	第27条	×	
	二次著作権に対する原作者権	第28条	×	
	映画の著作権の帰属	第29条	—	

- ③県及び市町村は、都市計画に関する庁内の資料や出版物を作成するために、調査結果を利用することができる。（調査結果の有効活用を図るため、積極的に庁内利用することが望ましい。）

【利用に当たっての基本的なルール】

・利用目的の制限

都市計画に関する目的または公益目的の利用に限る。

・利用できる調査結果の範囲

県が基礎調査として自ら実施した調査結果

（他の部署から提供を受けることによって整備された調査結果の利用については、当該部署の指示に従い利用する。）

・刊行物発行前の利用

県が各々の刊行物（土地利用現況図、市街化動向図、解析及び都市白書等）を発行する前においては、調査結果の利用は、各調査実施主体の庁内利用に留める。

・刊行物発行後の利用

県が各々の刊行物を発行した後においては、あらかじめ、調査結果を利用する旨を当該調査実施主体に知らせるものとする

・他市町村の調査結果の利用

調査結果は、他の市町村が利用することを許諾するものとする。

なお、詳細は「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン（平成31年3月）国土交通省都市局」等を参照のこと。

- ④市町村は、オープン化されたデータは、都市計画目的だけでなく、都市計画以外の目的（防災、福祉、環境など）での利用・活用されることを想定し、調査結果をオープンデータとして公開することができるものとする。

【オープン化に当たっての基本的なルール】

・個人情報の保護

公開を行うデータ内容は、各市町村の個人情報保護条例等に従って、個人や事業者の不利とならないよう留意する。

・オープンデータの定義

「オープンデータ基本方針」（都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン平成31年3月）では、オープンデータの定義として以下の3つの要件が挙げられており、それに則ることとする。

- ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ②機械判読（コンピュータ等で加工・編集が可能であること）に適したもの
- ③無償で利用できるもの

11) 調査結果の提供

県及び市町村は、県外行政機関や研究機関等から調査結果の提供希望があった場合には、使用目的等を調査し、必要なデータ等を提供する。今後、個人情報の取り扱いについて、市町村における考え方が異なることから、市町村を主体として調査結果のオープン化を図っていくものとし、詳細については「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン（平成31年3月）国土交通省都市局）」等を参照のこととする。

【提供に当たっての基本的なルール】

- ・提供できる調査結果の範囲

県が基礎調査として自ら実施した調査結果

（他の部署から提供を受けることによって整備された調査結果の提供については、当該部署に対応してもらう。）

- ・提供先及び使用目的の制限

行政機関や教育機関（大学等）が、公益目的で使用する場合に限る。但し、一部オープン化されたデータ等はこの限りでない。

- ・刊行物発行前の調査結果の提供

刊行物発行前においては、原則として、調査結果を提供しない。

- ・刊行物発行後の調査結果の提供

刊行物発行後においては、原則として、県が調査結果を提供する。

- ・民間企業等への提供の制限

民間企業等への調査結果そのものの提供は認めない。

ただし、調査実施主体が加工・編集等を行い、調査結果の詳細に立ち入らない程度にした情報（具体的には「都市白書」レベルの情報を想定）について、教科書の教材で使用するなど、ある程度公共性が認められる場合には提供可能とする。この場合、無償で提供するものとする。この点も「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン（平成31年3月）国土交通省都市局）」等を参照のこととする。

第2章

沖縄県都市計画基礎調査実施要領

1 調査区の設定

■ 目的

人口、土地利用等に関する数値データの集計単位として設定する。

調査区は市街化の動向等を把握し、時系列的に地区ごとの分析を行うための基本となる区域である。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書 1-1 調査区 の特性 図面 1-1 都市計画基礎調査・調査区図
原資料	図面 1-2 大字・町丁目字界図 図面 1-3 学校区図 図面 1-4 国勢調査調査区図

■ 作成方法

前回設定した調査区を基に、その後用途地域が変更・拡大された箇所など精査し、必要に応じ修正する。

(1) 調査区（ゾーン）の設定

1) ゾーンの定義

調査区の設定は以下の大中小細の4つのゾーン区分を基本とする。

- 〔大ゾーン〕 ・市町村合併前の旧市町村界
・役所の支所界
・総合計画などの地域ブロック界

〔中ゾーン〕 大字を基本

〔小ゾーン〕 小地域、町丁目・字及び都市計画区域界、線引き界を基本

〔細ゾーン〕 用途地域界を基本（用途地域未指定都市では不要）

2) 小ゾーンの設定

- ①小ゾーンは小地域、町丁目・字と原則的に一致させる。
- ②小ゾーン界は原則として道路中心線とする。
- ③市町村独自の町丁目・字相当のゾーンがある場合は尊重する。
- ④線引き線で1つの町丁目・字が分断されているときは分割する。
(未線引き都市では用途地域界で分断する)
- ⑤用途地域界で1ha以上を目安として小ゾーンを分割し、細ゾーンを設定する。
- ⑥一団の住宅地や大規模施設があるときは分割してもよい。
- ⑦山間部では集落地区と山林地区を分類する。

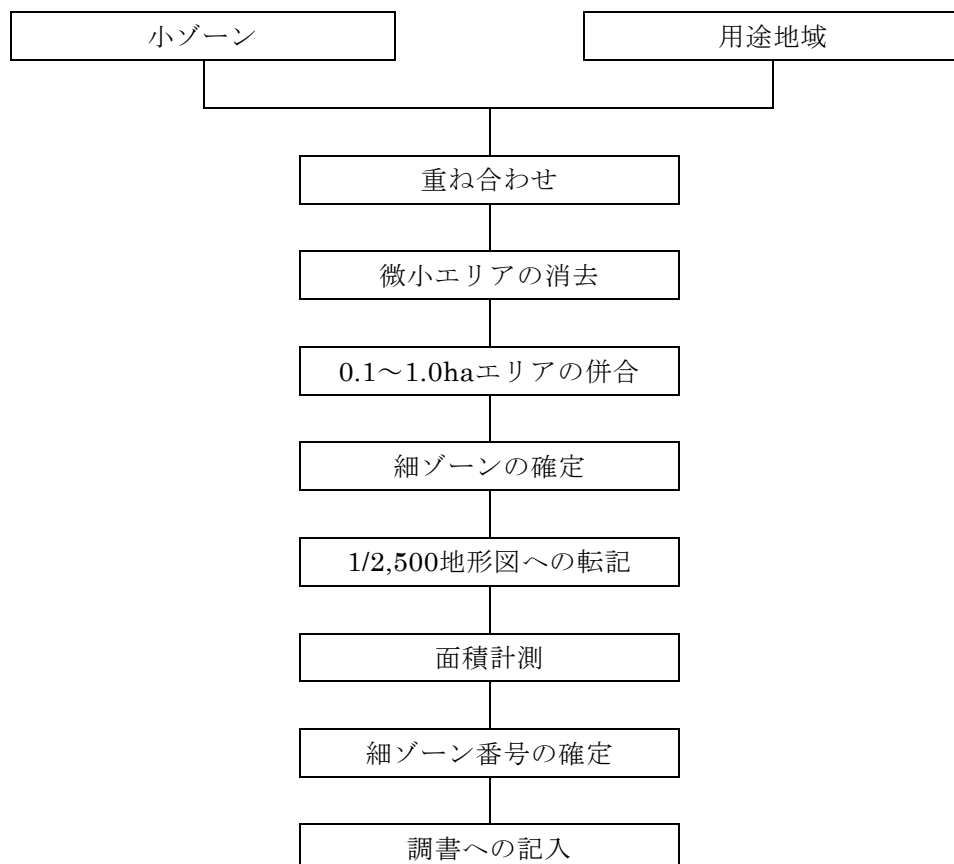
注) ④により分割された小ゾーンは用途地域コード(1~13)に分類され、その合計値は市街化区域面積と一致すること。

3) 細ゾーン設定作業方法

①基本的手順

- ・用途地域界と小ゾーンを重ね合わせる。
- ・小ゾーン界は道路中心線を基本とし、用途地域界は道路線を境界にしている。
これにより生じる区分エリアは、用途地域界を小ゾーン界に合わせて示すようにする。
- ・上記以外にも小ゾーンと用途地域界の重なりにより微小なずれの発生が想定されるが、全て小ゾーン界を優先し微小な区分は消去する。おおむね0.1ha以下のものは用途地域の種類を問わず機械的に消去してよい。
- ・1ha以上を細ゾーン化の目安とし、1ha未満のエリア（0.1ha～1.0ha）は隣接する同系用途地域（住居系・商業系・工業系）に併合する。1ha未満のエリアが複数集まり、1haを越えれば独立したゾーンとしてよい。
- ・1ha未満のゾーンであっても市町村の必要性に応じて、県と協議の上独立させることができる。
- ・面積の大きな順に細ゾーン番号をふる。

②作業フロー



調書1-1 調査区の特性

1) 作成上の注意

- ①調査区のゾーンコードと面積、細ゾーンのベースとなった用途地域コード及び市街地特性コードを記入する。
- ②細ゾーンの面積は小ゾーンの面積の合計に合うようにする。
- ③用途地域の各名称とコードは次のとおりである。

コード	用途地域名称	コード	用途地域名称
1	第1種低層住居専用地域	9	近隣商業地域
2	第2種低層住居専用地域	10	商業地域
3	第1種中高層住居専用地域	11	準工業地域
4	第2種中高層住居専用地域	12	工業地域
5	第1種住居地域	13	工業専用地域
6	第2種住居地域	14	市街化調整区域
7	準住居地域	15	1～14に属さない区域
8	田園住居地域		

- ④市街地（用途地域の土地）の特性の各名称とコードは次のとおりである。

コード	市街地の特性区分
1	D I D地区
2	D I D地区以外
3	1～2に属さない地区

- ⑤立地適正化計画の各名称とコードは次のとおりである。

コード	区分
1	都市機能誘導区域を含む
2	居住誘導区域を含む
3	居住誘導区域外

2) 調書様式

ゾーンコード				調査区名称	用途地域 コード	市街地特性 コード	立地適正化 計画コード	面積 (ha)	備考
大	中	小	細						

(注) 調査区名称は小ゾーン名称を示し、その後に細ゾーン番号を付けるものとする。(例：小ゾーン名称01)

(注) 小ゾーン及び用途地域コードにより都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外が分割・区分されることから、面積補正の基本方針に従い、各区域面積は公表されている面積と合致させる。

(注) 但し、個別の用途地域面積は細ゾーン設定の際に微小エリアの併合を行うため、用途地域コード別面積を合算しても法定面積と一致しないことがある。

(注) 前回調査と形状等が異なる調査区については、備考欄に変更内容を記載する。

■ 備考

- (1) 「調査区」と「調査ゾーン」は同義として使用する。
- (2) 調査時点は調査年度の6月末日とし、住居表示等変更予定が明らかな場合は考慮する。

2 人口

2-1 人口規模

■ 目的

都市計画を策定する上で基本となる人口規模と世帯数の推移を調査区ごとに把握する。人口フレームを推計するための重要な資料である。

調査対象区域	都市計画区域（総括は行政区域）
調査時点	昭和45年、昭和50年、昭和55年、昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年
作成資料	調書2-1 人口総数及び増加数表 調書2-2 人口増減内訳表 図面2-1 地区別人口密度分布図 図面2-2 地区別人口密度増減図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査から収集 ※地図で見る統計（統計GIS）〔政府統計の総合窓口（独立行政法人統計センター）〕が活用可能。 取得先 URL：地図で見る統計（統計GIS）国勢調査 https://www.e-stat.go.jp/gis/statmap-search?page=1&type=1&toukeiCode=00200521 ※メッシュ単位の年齢階級別データは総務省統計局に申請もしくは、総務省統計図書館において電子データの入手が可能。 ※GISデータについては、平成7年度以降は世界測地系データが収集可能であり、世界測地系のデータを活用する。

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 国勢調査の結果に基づき調書を作成する。
- 2) ゾーンごとに、「人口・世帯数」、「ゾーン面積」、「人口密度」、「人口・世帯数増減率」について調査する。
- 3) 細ゾーンが国勢調査の調査区を分断している箇所については「図面6-1 建物用途別現況」を利用し、分断された調査区それぞれの住宅数に基づいて按分比を決定し、人口・世帯数を配分する。

調書2-1 人口総数及び増加数表

1) 集計方法

- ①行政区域内のゾーンごとに集計された人口及び世帯数を、「D I D地域」、「市街化区域」、「市街化調整区域」、「都市計画区域」ごとに集計する。
- ②市街化調整区域に、D I D地域が存在する場合、市街化区域と市街化調整区域のそれぞれの区域で集計する。

2) 調書様式

	平成2年		...	平成27年		H27年～R2年増減				令和2年	
	人口	世帯数		人口	世帯数	人口	率	世帯数	率	人口	世帯数
	人	世帯		人	世帯	人	%	世帯	%	人	世帯
行政区域											
都市計画区域											
市街化区域											
うちD I D地域											
市街化調整区域											
うちD I D地域											

調書2-2 人口規模集計表

1) 集計方法

行政区域ごとに都市計画の区分別に男女別・年齢階級（5歳階級）別にとりまとめる。

2) 調書様式

（令和〇〇年国勢調査 男女別・年齢階級（5階級）別人口をもとに作成）

	男				女				総計
	0-4歳	5-9歳	...	合計	0-4歳	5-9歳	...	合計	
	人	人	...	人	人	人	...	人	人
行政区域									
都市計画区域									
市街化区域									
市街化調整区域									
都市計画区域外									
居住誘導区域									
都市機能誘導区域									

図面2-1 地区別人口密度分布図

1) 作図目的

調査区ごとの人口を可住地面積で除した密度で表し、人口の集積・分布状況を把握する。可住地人口密度は区域区分見直しや都市施設の計画立案の最も基礎となる資料である。

2) 作図方法

令和2年の調査区別人口密度を、密度段階別に表示する。

3) 縮尺：1/10,000

4) ベースマップ：地形図

5) 図面凡例

区 分	色 彩	色番号	表示方法	
人 口 密 度	120～	あ か む ら さ き	11	塗りつぶし
	100～119	あ か ち ゃ い ろ	20	
	90～ 99	あ か	15	
	80～ 89	だ い だ い い ろ	4	
	70～ 79	き い ろ	2	
	60～ 69	き み ど り	5	
	50～ 59	み ど り	6	
	40～ 49	ふ か み ど り	7	
	30～ 39	あ お	33	
	20～ 29	ぐ ん じ ょ う い ろ	9	
	10～ 19	は い い ろ	37	
	0～ 9	無 色		
調査区界	く ろ	24	実 線	
都市計画区域界	む ら さ き	12	一点破線ふちどり	
行政区域界	く ろ	24	一点破線ふちどり	
市街化区域界	あ か	15	実線ふちどり	
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり	
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり	

図面2-2 地区別人口密度増減図

1) 作図目的

過去10年間の調査区ごとの人口密度を増減率で表し、人口密度の増減から都市の進展あるいは衰退の状況を把握する。

2) 作図方法

令和2年の調査区別人口増減率を、段階別に表示する。

3) 縮尺：1/10,000

4) ベースマップ：地形図

5) 図面凡例

区 分		色 彩	色番号	表示方法
人 口 密 度 増 減	20.0%以上	あかむらさき	11	塗りつぶし
	15.0%～ 19.9%	あかちやいろ	20	
	10.0%～ 14.9%	あ か	15	
	5.0%～ 9.9%	だいだいいろ	4	
	0%～ 4.9%	き い ろ	2	
	0%	無 色		
	0%～- 4.9%	き み ど り	5	
	- 5.0%～- 9.9%	み ど り	6	
	- 10.0%～- 14.9%	ふ か み ど り	7	
	- 15.0%～- 19.9%	あ お	33	
	- 20.0%～	ぐんじょういろ	9	
調査区界	く ろ	24	実 線	
都市計画区域界	む ら さ き	12	一点破線ふちどり	
行政区域界	く ろ	24	一点破線ふちどり	
市街化区域界	あ か	15	実線ふちどり	
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり	
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり	

※ 立地適正化計画が策定されている場合は、立地適正化計画の各区域もあわせて表示する。

2-2 DID

■ 目的

都市計画を策定する上で基本となる人口集中地区（DID）の推移を調査区ごとに把握する。人口フレームを推計するための重要な資料である。

調査対象区域	行政区域
調査時点	昭和45年、昭和50年、昭和55年、昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年
作成資料	調書2-3 市街地（DID）進展状況表 図面2-3 市街地（DID）進展状況図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査から収集 ※総務省がGISデータ含めて政府統計の総合窓口（独立行政法人統計センター）にて公開 取得先URL：地図で見る統計(統計GIS)国勢調査 https://www.e-stat.go.jp/gis/statmap-search?page=1&type=1&toukeiCode=00200521 ※総務省統計局に申請を行うことによりGISデータの入手が可能。

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 国勢調査の結果に基づき調書を作成する。
- 2) ゾーンごとに、「人口」、「面積」、「人口密度」について調査する。

調書2-3 市街地（DID）進展状況表

1) 調査方法

行政区域内のゾーンごとに集計された「人口集中地区」に関するデータを、「面積」、「人口」、「人口密度」ごとに集計し、さらに「市街化区域」に対する比率を「面積ベース」及び「人口ベース」で割り出す。

3) 調書様式

(令和〇〇年国勢調査 DID地区境界データをもとに作成)

年次	人口集中地区			市街化区域に対する比率	
	面積(ha)	人口(人)	人口密度(人/ha)	面積ベース(%)	人口ベース(%)
昭和45年					
昭和50年					
⋮					
平成27年					
令和2年					

図面2-3 市街地（D I D）進展状況図

1) 作図目的

過去の人口集中地区の範囲を現し、市街地の進展あるいは衰退の状況を把握する。

2) 作図方法

①昭和45年、昭和50年～60年、平成2年～12年、平成17年、平成22年、平成27年及び令和2年の人口集中地区を、段階別に表示する。

②非線引き都市計画区域で用途地域が指定されている都市においては、市街化区域を「用途地域指定区域（非線引き用途地域）」、市街化調整区域を「用途地域指定外地域（非線引き用途白地）」と読み替える。

3) 縮尺：1/10,000

4) ベースマップ：地形図

5) 図面凡例

年度	色彩	色番号	表示
昭和45年	あ か	15	実線ふちどり
昭和50年～昭和60年	だ だ い い ろ	4	
平成2年～平成17年	き い ろ	2	
平成22年	み ど り	6	
平成27年	あ お	33	
令和2年	べ に い ろ	14	
都市計画区域界	む ら さ き	12	一点破線ふちどり
行政区境界	く ろ	24	一点破線ふちどり
市街化区域界	あ か	15	実線ふちどり
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり

(注)

※ 重なる部分は古い方を優先する。

※ 立地適正化計画が策定されている場合は、立地適正化計画の各区域もあわせて表示する。

2-3 将来人口

■ 目的

今後の人口の推移を予測することにより、人口フレーム設定の基本資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	公表されている将来30年間
作成資料	調書2-4 将来人口の見通し表 調書2-5 将来推計人口表（年齢階級別）
原資料	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村マスタープランや総合計画等の将来人口の見通し関連資料 日本の地域別将来推計人口〔国立社会保障・人口問題研究所〕から収集 <p>取得先URL：将来推計人口・世帯数 http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp</p>

■ 調査方法

各市町村における過去のマスタープラン等にて示された人口の見通しや日本の市区町村別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）の総数等について記入する。

調書2-4 将来人口の見通し表

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	備考
実績値								
将来人口								社人研
市町村マスター								
総合計画								
.....								

調書2-5 将来推計人口表（年齢階級別）

（日本の地域別将来推計人口（〇〇年推計）〔国立社会保障・人口問題研究所〕年齢別男女別将来人口をもとに作成）

		平成27年			令和〇年			令和27年		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
年齢階級別	0-4歳									
	5-9歳									
	10-14歳									
	15-19歳									
	20-24歳									
									
	85-89歳									
	90歳以上									

2-4 人口増減

■ 目的

人口増減の要因である出生者、死亡者から自然増減人口と転入者、転出者から社会増減人口を経年的に把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	—
作成資料	(既存資料等を活用)
原資料	・ 人口移動報告年報から収集する。 取得先 URL : 沖縄県統計資料 WEB サイト https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/estimates/estimates_suikei.html

■ 調査方法

沖縄県統計資料の人口移動年報を活用し、本都市計画基礎調査では追加の調査は行わない。

2-5 通勤・通学移動

■ 目的

15歳以上の就業者、15歳以上の通学者の流出入状況を調査することにより、通勤通学流動を調査する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年
作成資料	調書2-6 通勤・通学移動表
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査から収集 取得先 URL：国勢調査 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521

■ 調査方法

行政区域ごとに就学者及び学生の流出入状況を調査することにより、通勤、通学流動を調査する。

調書2-6 通勤・通学移動表

(令和〇〇年国勢調査 常住地における就業・通学者数をもとに作成)

		従業地・通学地						常住地 における就 業・通学 者数計
		県全体	A市	B市	…	県外	不詳	
常住地	県全体	人	人	人	人	人	人	人
	A市							
	B市							
	…							
	県外							
従業地における 就業・通学者数計								

2-6 昼間人口

■ 目的

従業者数・通学者数の、流出・流入別人口を把握し、各行政区域に対する流出先及び流入先の「流出入者数」、「流出入率」について、各上位5市町村を把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年
作成資料	図面2-4 昼間人口分布図 調書2-7 流出・流入別人口表 図面2-5 流出・流入別人口図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査、経済センサス-基礎調査、学校ごとの在籍学生・生徒数の調査から 収集取得先 URL：国勢調査 https://www.e-stat.go.jp/gis/statmapsearch?page=1&type=1&toukeiCode=00200521 取得先 URL：経済センサス-基礎調査 https://www.e-stat.go.jp/gis/statmap-search?page=1&type=1&toukeiCode=00200521 ・学校基本調査 取得先 URL：学校基本統計 https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/school/school_index.html

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 国勢調査の結果に基づき調書を作成する。
- 2) ゾーンごとに、「年齢性別人口」、「産業大分類別人口」、「流出人口」、「流入人口」について調査する。
- 3) 細ゾーンが国勢調査の調査区を分断している箇所については「図面6-2 建物用途別現況」を利用し、分断された調査区それぞれの住宅数に基づいて按分比を決定し、人口・世帯数を配分する。

図面2-4 昼間人口分布図

1) 調査方法

①以下の式により小地域及びメッシュ単位の昼間人口を算定する。

昼間人口＝昼間従業者＋昼間通学者＋昼間に従業も通学もしないもの

○昼間従業者

- ・事業所・企業統計調査や経済センサスから、町庁・字等別に従業者数（農林漁業従業者除く）を算出。町丁・字等ごとの従業者数構成比を求め、その比率で国勢調査の区市町村別昼間従業者数を按分して設定する。

○昼間通学者

- ・学校基本調査から町丁・字等別に通学者数を算出。町丁・字等ごとの通学者数構成比を求め、その比率で国勢調査の区市町村別昼間通学者数を按分して設定する。

○昼間に従業も通学もしないもの

- ・国勢調査から以下により集計する。

昼間に従業も通学もしないもの＝15歳以上就業も通学もしないもの
 ＋15歳未満就業も通学もしないもの
 ＋農林漁業従業者

15歳以上就業も通学もしないもの＝15歳以上非労働力人口
 -15歳以上通学者
 ＋完全失業者

15歳未満就業も通学もしないもの＝未就業者数（全年齢）
 -15歳以上未就学者

2) 図面凡例

人口密度（人/km ² ）	色彩	色番号	表示方法
100未満	みずいろ	8	ぬりつぶし
101～200	きみどり	5	
201～300	きいろ	2	
301～500	だいだいいろ	4	
501～1000	ももいろ	13	
1001以上	あか	15	
行政区境界	くろ	24	一点破線 ふちどり
都市計画区域界	むらさき	12	一点破線 ふちどり
市街化区域界	あか	15	実線 ふちどり
D I D区域界	くろ	24	実線 ふちどり
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり

<国勢調査に基づく算出例>

○町丁・字等別昼間従業者 (d)

	国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計	経済センサス-基礎調査
	常住地又は従業地による産業(大分類), 男女別15歳以上就業者数(雇用者一特掲) - 全国, 都道府県, 市町村	経営組織(2区分), 産業(大分類)・従業者規模(6区分)別全事業所数及び男女別従業者数-市区町村, 町丁・大字
従業者数総数 (a)	112,974	118,174
A 農業, 林業+ B 漁業 (b)	192	38
非農林漁業 (c)=(a)-(b)	112,782	118,136
小地域別従業者数 (d)=(c)×経済センサス等の町丁・字等ごとの従業者数構成比	〇〇一丁目	1,839
	〇〇二丁目	856
	〇〇三丁目	942
	〇〇四丁目	448
	:	990
		1920
		894
		983
		468
		1034

○町丁・字等別昼間通学者 (f)

	国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計	学校ごとの在籍学生・生徒数の調査
	従業地・通学地による常住市区町村, 男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数(15歳未満通学者を含む)通学者一特掲 - 都道府県, 市町	小学校+中学校+高等学校 全日制・定時制+特別支援学校+専修学校+各種学校
区市町村別昼間通学者数 (e)	14,412	15,600
小地域別従業者数 (f)=(e)×学校基本調査による町丁・字等ごとの通学者数構成比	〇〇一丁目	432
	〇〇二丁目	144
	〇〇三丁目	0
	〇〇四丁目	0
	:	216
		468
		156
		0
		0
		234

○昼間に従業も通学もしないもの(〇〇一丁目) (q)

	項目	人数	国勢調査データ項目	
15歳以上就業も通学もしない者 (l)	15歳以上非労働力人口 (g)	380	常住地による従業地・通学地(5区分), 男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数 - 町丁・字等	
	15歳以上通学者 (h)	56	常住地による従業地・通学地(5区分), 男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数 - 町丁・字等	
	完全失業者	労働力人口 (i)	968	住地による従業地・通学地(5区分), 男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数 - 町丁・字等
		常住地による15歳以上就業者数 (j)	903	常住地による従業地・通学地(5区分), 男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数 - 町丁・字等
		(k)=(i)-(j)	65	
	計 (l)=(g)-(h)+(k)	389		

15歳未満就業も通学もしない者 (o)	未就学者数 (m)	44	在学学校・未就学の種類(7区分), 男女別在学者数及び未就学者数 - 町丁・字等 ※
	15歳以上未就学者 (n)	-	在学か否かの別・最終卒業学校の種類(6区分), 男女別15歳以上人口 - 町丁・字等
	計 (o)=(m)-(n)	44	

※ 大規模調査年(西暦の末尾が0の年)の国勢調査でのみ実施。

農林漁業従事者(p)	A農業, 林業+B漁業	1	産業(大分類), 男女別15歳以上就業者数 - 町丁・字等
------------	-------------	---	-------------------------------

昼間に従業も通学もしないもの(q)=(l)+(o)+(p)	434
-------------------------------	-----

○小地域昼間人口 (r)

小地域昼間人口 (r)=(d)+(f)+(q)	2,705
-------------------------	-------

調書2-7 流出・流入別人口表

1) 調査方法

①行政区域内のゾーンごとに集計されたデータを、「常住地による就業者数」、「流出就業者数」、「流出率」、「従業地による就業者数」、「流入従業者数」、「流入率」及び「従業／常住就業者比率」ごとに集計する。

②各行政区域に対する「流出先」及び「流入先」の、「流出入者数」、「流出入率」について、各上位5市町村まで集計する。

2) 調書様式

	常 住 地 就 業 者 数	流 出		従 業 地 就 業 者 数	流 入		従 / 常 就 業 者 数
		就業者数	流出率		就業者数	流出率	
昭和50年	人	人	%	人	人	%	人
昭和55年							
...							
平成 27年							
令和 2年							

	流 出 先											
	流出率第1位			...			流出率第4位			流出率第5位		
	市町村名	流出者数	流出率	市町村名	流出者数	流出率	市町村名	流出者数	流出率	市町村名	流出者数	流出率
昭和50		人	%		人	%		人	%		人	%
昭和55												
...												
平成 27年												
令和 2年												

	流 入 先											
	流入率第1位			...			流入率第4位			流入率第5位		
	市町村名	流入者数	流入率	市町村名	流入者数	流入率	市町村名	流入者数	流入率	市町村名	流入者数	流入率
昭和50		人	%		人	%		人	%		人	%
昭和55												
...												
平成 27年												
令和 2年												

図面2-5 流出・流入別人口図

1) 目的

調査区ごとの従業者の流出入状況を上位5位まで表し、都市の従業者動向を把握する。

2) 作図方法

最新の国勢調査の調査区別流出・流入別人口を、段階別に表示する。

3) 縮尺：1/100,000

4) ベースマップ：地形図

5) 図面凡例

区 分		色 彩	色番号	表 示 方 法
流 入	0人～ 200人	あ お	33	幅0.5mm 実線塗りつぶし
	201人～ 500人	あ お	33	幅1.5mm 実線塗りつぶし
	501人～1,000人	あ お	33	幅2.5mm 実線塗りつぶし
	1,001人～5,000人	あ お	33	幅3.5mm 実線塗りつぶし
	5,001人～	あ お	33	幅4.5mm 実線塗りつぶし
流 出	0人～ 200人	あ か	15	幅0.5mm 実線塗りつぶし
	201人～ 500人	あ か	15	幅1.5mm 実線塗りつぶし
	501人～1,000人	あ か	15	幅2.5mm 実線塗りつぶし
	1,001人～5,000人	あ か	15	幅3.5mm 実線塗りつぶし
	5,001人～	あ か	15	幅4.5mm 実線塗りつぶし

3 産業

3-1 産業・職業分類別就業者数

■ 目的

都市の産業活動の状況を経年的に調査するもので、産業フレーム算出の基礎資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年
作成資料	調書3-1 産業・職業分類別就業者数表
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査から収集 取得先URL：国勢調査 (従業地・通学地による人口・就業状態等集計(人口, 就業者の産業(大分類)・職業(大分類)など) 都道府県結果) <p>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521</p>

■ 作成方法

(1) 調査方法

国勢調査に基づき、常住地別及び従業地別の就業者数と構成比を産業別大分類別に作成する。

調書3-1 産業・職業分類別就業者数表

1) 調査方法

行政区域内のゾーンごとに集計されたデータを、「産業別大分類」及び「職業別大分類」ごとに「就業者数」及び「構成比」を集計する。

2) 留意事項

産業分類は随時改定が行われているため、経年比較を行う際には分類の確認が必要となる。

3) 調書様式

●【産業分類別就業者数】常住地別就業者数

(令和〇〇年国勢調査 産業分類別就業者数常住地別就業者数をもとに作成)

産業別大分類	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &
A 農業・林業										
B 漁業										
第1次産業合計業										
C 鉱業、採石業・砂利採取業										
D 建設業										
E 製造業										
第2次産業合計										
H 運輸業・郵便業										
I 卸売業・小売業										
J 金融・保険業										
K 不動産業・物品賃貸業										
L 学術研究、専門・技術サービス業										
M 宿泊業、飲食サービス業										
N 生活関連サービス業、娯楽業										
O 教育、学習支援業										
P 医療、福祉										
Q 複合サービス業										
R サービス業(他に分類されないもの)										
S 公務										
第3次産業合計										
T 分類不能										
合計										

●【産業分類別就業者数】従業地別就業者数

(令和〇〇年国勢調査 産業分類別就業者数常住地別就業者数をもとに作成)

産業別大分類	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &	就業者数 人	構成比 &
A 農業・林業										
B 漁業										
第1次産業合計業										
C 鉱業、採石業・砂利採取業										
D 建設業										
E 製造業										
第2次産業合計										
H 運輸業・郵便業										
I 卸売業・小売業										
J 金融・保険業										
K 不動産業・物品賃貸業										
L 学術研究、専門・技術サービス業										
M 宿泊業、飲食サービス業										
N 生活関連サービス業、娯楽業										
O 教育、学習支援業										
P 医療、福祉										
Q 複合サービス業										
R サービス業（他に分類されないもの）										
S 公務										
第3次産業合計										
T 分類不能										
合計										

●【職業分類別就業者数】常住地別就業者数

(令和〇〇年国勢調査 産業分類別就業者数常住地別就業者数をもとに作成)

産業別大分類	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &
A 管理的職業従事者										
B 専門的・技術的職業従事者										
C 事務従事者業										
D 販売従事者										
G 農林漁業従事者										
H 生産工程従事者										
I 輸送・機械運転従事者										
J 建設・採掘従事者										
K 運搬・清掃・包装等従事者										
L 分類不能の職業										
合計										

●【職業分類別就業者数】従業地別就業者数

(令和〇〇年国勢調査 産業分類別就業者数常住地別就業者数をもとに作成)

産業別大分類	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &	就業者 人	構成比 &
A 管理的職業従事者										
B 専門的・技術的職業従事者										
C 事務従事者業										
D 販売従事者										
G 農林漁業従事者										
H 生産工程従事者										
I 輸送・機械運転従事者										
J 建設・採掘従事者										
K 運搬・清掃・包装等従事者										
L 分類不能の職業										
合計										

3-2 事業所数・従業者数・売上金額

■ 目的

都市の産業活動の状況を経年的に調査するもので、産業フレーム算出の基礎資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調書3-2 平成21年、平成24年、平成26年、令和2年 調書3-3 平成25年、平成26年、令和2年 調書3-4 平成19年、平成26年、最新データ
作成資料	調書3-2 事業所数・従業者数・売上金額表 図面3-1 従業者数分布図 調書3-3 産業中分類別工業出荷数表 調書3-4 産業中分類別商業販売数表
原資料	調書3-2 経済センサス-活動調査から収集 ※メッシュ単位データについて、経済センサス-活動調査の事業所数、従業者数については、地図で見る統計（統計GIS）〔政府統計の総合窓口（独立行政法人統計センター）〕が活用可能。 取得先URL：経済センサス-活動調査 https://www.e-stat.go.jp/gis/statmap-search?page=1&type=1&toukeiCode=00200553 調書3-3 工業統計調査 取得先URL：沖縄県工業統計調査 https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/cm/cm_index.html 調書3-4 商業統計調査、消費者物価指数年報 取得先URL：沖縄県商業統計調査 https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/inder/inder_index.html 取得先URL：沖縄県消費者物価指数 https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/cpi/cpi_index.html

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 各調査の結果に基づき調書を作成する。
- 2) ゾーンごとに、大分類別事業者数及び従業者数、中分類別工業出荷数、中分類別商業販売数について調査する。

調書3-2 事業所数・従業者数・売上金額表

1) 調査方法

行政区域内ごとに集計された「事業所数」及び「従業者数」を、「産業大分類」ごとに集計する。

2) 留意事項

- ・「卸売・小売業」は商業統計、「製造業」は工業統計で経年的に売上高及び経済センサス（活動調査）で産業別の売上金額が把握できる。

3) 調書様式

(〇〇市（基準日：令和〇〇年〇〇月〇〇日現在）)

産業大分類	平成24年			平成26年			〇〇年		
	事業所数	従業者数	売上金額	事業所数	従業者数	売上金額	事業所数	従業者数	売上金額
A 農業・林業									
B 漁業									
C 工業、採石業、砂利採取業									
D 建設業									
E 製造業									
H 運輸業・郵便業									
I 卸売業・小売業									
J 金融・保険業									
K 不動産業・物品賃貸業									
L 学術研究、専門・技術サービス業									
M 宿泊業、飲食サービス業									
N 生活関連サービス業、娯楽業									
O 教育・学習支援業									
P 医療、福祉									
Q 複合サービス事業									
R サービス業（他に分類されない）									
S 公務（他に分類されるものを除く）									
T 分類不能の産業									
合計									

図面3-1 従業者数分布図

1) 作成方法

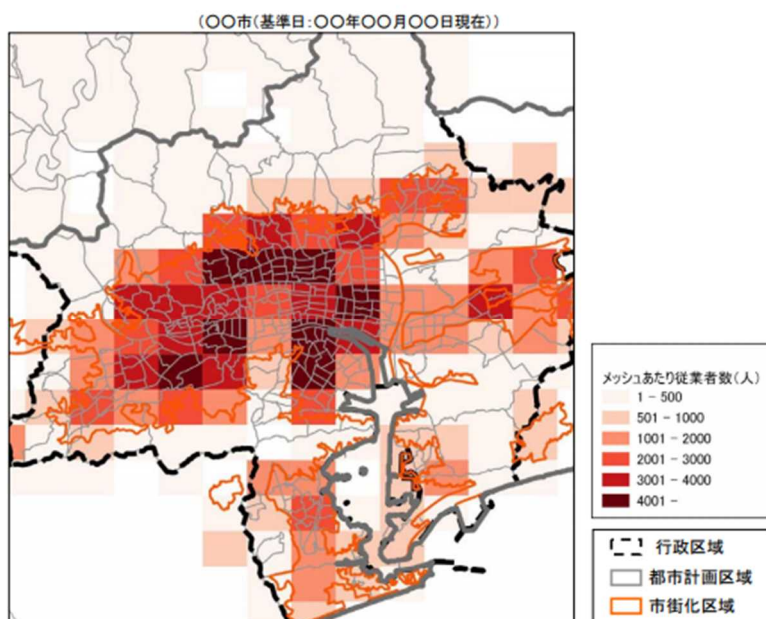
メッシュ単位のデータから、従業者数等に応じて色分けするとともに、都市計画区域や市街化区域、行政区域等を併せて表示して図面を作成する。(下図はイメージ)

2) 留意事項

- ・メッシュ単位データについて、事業所数、従業者数については、地図で見る統計(統計GIS)(政府統計の総合窓口(独立行政法人統計センター))が活用可能。
- ・小売販売額及び製造品出荷額については、商業統計メッシュ検索システム及び工業統計メッシュ検索システム(経済産業省HP)が活用可能。
- ・財団法人経済産業調査会経済統計情報センターにおいて、商業統計、工業統計それぞれの1kmメッシュデータの購入が可能。

3) 図面凡例

従業者数(人)	色彩	色番号	表示方法
1-500	みずいろ	8	ぬりつぶし
501-1000	きみどり	5	
1001-2000	きいろ	2	
2001-3000	だいだいいろ	4	
3001~4000	ももいろ	13	
4001以上	あか	15	
行政区域	くろ	24	一点破線 ふちどり
都市計画区域界	むらさき	12	一点破線 ふちどり
市街化区域界	あか	15	実線 ふちどり
D I D区域界	くろ	24	実線 ふちどり
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり



調書3-3 産業中分類別工業出荷額表

1) 調査方法

行政区域内ごとに集計された「出荷額」及び「デフレータ補正值」を、「産業中分類」ごとに集計する。

2) 調書様式

(〇〇市(基準日:令和〇〇年〇〇月〇〇日現在))

産業中分類	平成26年		〇〇年	
	出荷額	デフレータ補正值	出荷額	デフレータ補正值
合 計				
12.食料品製造業				
13.飲料・飼料・たばこ製造業				
14.繊維工業				
15.衣服・その他の繊維製品製造業				
16.木材・木製品製造業				
17.家具・装備品製造業				
18.パルプ・紙・紙加工品製造業				
19.出版・印刷同関連産業				
20.化学工業				
21.石油製品・石炭製品製造業				
22.プラスチック製品製造業				
23.ゴム製品製造業				
24.なめし革・同製品・毛皮製造業				
25.窯業・土石製品製造業				
26.鉄鋼業				
27.非鉄金属製造業				
28.金属製品製造業				
29.一般機械器具製造業				
30.電気機械器具製造業				
31.輸送用機械器具製造業				
32.精密機械器具製造業				
34.その他の製造業				
12-1.パインアップル缶詰製造業				
12-2.砂糖製造業				

調書3-4 産業中分類別産業販売額表

1) 調査方法

行政区域内ごとに集計された「販売額」及び「デフレーター補正值」を、「産業中分類」ごとに集計する。

2) 調書様式

(〇〇市(基準日:令和〇〇年〇〇月〇〇日現在))

産業中分類	平成26年		〇〇年	
	出荷額	デフレーター補正值	出荷額	デフレーター補正值
合 計				
49~54.卸売業				
代理商・仲立業				
小売業小計				
55.各種商品小売業				
56.織物・衣服・身の回り小売業				
57.飲食料品小売業				
飲食店				
58.自動車・自転車小売業				
59.家具・建具・什器小売業				
60.その他小売業				
22.プラスチック製品製造業				
23.ゴム製品製造業				
24.なめし革・同製品・毛皮製造業				
25.窯業・土石製品製造業				
26.鉄鋼業				
27.非鉄金属製造業				
28.金属製品製造業				
29.一般機械器具製造業				
30.電気機械器具製造業				
31.輸送用機械器具製造業				
32.精密機械器具製造業				
34.その他の製造業				
12-1.パインアップル缶詰製造業				
12-2.砂糖製造業				

4 土地利用

4-1 都市計画の変遷

■ 目的

土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画決定の変遷を総括し、都市計画行政全般及び都市計画決定・変更の基礎資料とする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書4-1 都市計画及び都市開発年表
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県土地利用規制現況図説明書 ・ 各市町村所管資料 ・ 都市計画年報

■ 調査方法

① 都市計画決定されているもの与其他都市開発の動きを調査する。

※ 都市計画決定されているものは、都市施設等以外の区域区分の変遷、用途地域、地区計画等を指す。

② 都市計画の変遷を把握するための調査であることから、既に廃止されたものがある場合もその決定・廃止の内容を記述する。

③ いずれも当初指定から記述し、その後の微細な変更以外の変更についても順に記載する。

調書4-1 都市計画及び都市開発年表

1) 作成上の注意

土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する都市計画決定の変遷について調査する。

2) 調書様式

年次		人口及び 行政区域面積	都市計画	都市開発の動き	上位計画等
西暦	邦暦				

4-2 区域区分の状況

■ 目的

区域区分に関する都市計画決定・変更の経緯を取りまとめ、今後の見直し作業及び都市計画決定・変更の基礎資料とする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書4-2 区域区分に関する都市計画決定・変更経緯表 図面4-1 市街化区域変遷図
原資料	所管課資料

調書4-2 区域区分に関する都市計画決定・変更経緯表

1) 作成上の注意

- ①区分は当初線引き、最新の定期見直し、随時編入の別を記入する。
- ②備考欄に変更地区名とカッコ書きで変更面積を記入する。
- ③国土地理院の見直しで市街化区域と市街化調整区域の合算値である都市計画区域面積に変更が生じた場合は、市街化調整区域面積が増減されるので、その旨を備考欄に記入する。

2) 調書様式

都市計画区域名	対照番号	区分	都市計画決定 変更年月日	変更拡大 面積(ha)	変更縮小 面積(ha)	変更面積 合計(ha)	市街化区域 面積(変更後)	市街化調整区域 面積(変更後)	都市計画区域 面積(変更後)	備考
		当初								

図面4-1 市街化区域変遷図

1) 作図方法

市街化区域の変遷を図面上に記入する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

定期見直し年度	色彩	色番号	表示方法
当初決定（昭和49年度）	くろ	24	定期編入：実線ふちどり 随時編入：その前の定期年度の色で一点破線 ふちどり 上記に関わらず、当初線引きは黒実線 (注) 重なる部分は古い方を優先する。
第1回（昭和58年度）	あか	15	
第2回（平成5年度）	だいたいいろ	4	
第3回（平成13年度）	きいろ	2	
第4回（平成16年度）	みどり	6	
第5回（平成22年度）	あお	33	
第6回（平成27年度）	むらさき	12	
第7回（令和〇年）	べにいろ	14	

4-3 土地利用現況

■ 目的

都市計画行政の最も基礎となる資料の一つで、構想、計画決定・変更の基礎となる土地利用の現況を詳細に把握する。また、区域区分における市街地の規模の設定の際や、規模算出に使われる可住地人口密度を算出する際に用いられる重要な資料の一つとする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書4-3 土地利用現況表 図面4-2 土地利用現況図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回基礎調査図面 ・ 住宅地図 ・ 航空写真 ・ 登記簿 ・ 固定資産課税台帳 ・ 現地調査

■ 調査方法

- 1) 前回基礎調査図面を参考基本に、住宅地図や航空写真等を主体とした調査を行うこととし、補助調査として現地調査を行うこととする。
- 2) 非可住地は上記の土地利用現況の結果から以下に基づき作成する。
- 3) 市街地の中で一団性のある土地面積が1.0ha以上の非可住地を調査する。なお、非可住地の中で個々の単位では、1.0haに満たないが、複合して面積が1.0ha以上になる場合は調査の対象とする。
- 4) 非可住地とは人の常住しない施設の用地のことをいう。非可住地の種類は次の通りとする。

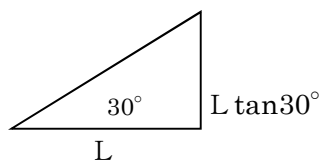
非可住地の種類と該当規模

非可住地	摘要
工業専用地域	用途が工業専用地域に指定されている地区
工専以外の工場用地	用途が工業地域等に指定されている地区及び既存の工業敷地が1.0ha以上あるもの
学校	学校敷地について1.0ha以上あるもの
官公庁	国や県、市町村の機関で駐車場を含む敷地が1.0ha以上のもの
病院	病院、診療所等で駐車場を含む敷地が1.0h 以上のもの
療養所	療養所等で駐車場を含む敷地が1.0ha以上のもの
その他の公共公益施設	公共公益施設で上記の「学校」、「官公庁」、「病院」、「療養所」に該当しないもの
公共空地	公共用地で未利用地のもの
水面及びその他自然地（海浜等）	1.0ha以上の河川、湖沼、ため池等や調整池も含む
30度以上の急傾斜地	一団の面積が1.0ha以上の急傾斜地
運動場	学校、公園以外の1.0ha以上の運動場
ゴルフ場	ゴルフ練習場、ゴルフ
神社、仏閣、墓地	境内も含め1.0ha以上の神社、仏閣、墓地
事務所、店舗、倉庫等	駐車場等を含め1.0ha以上の事務所、大規模店舗、パチンコ店等
公園・緑地(整備済)	整備済の1.0ha以上の公園、緑地
公園・緑地 (令和7年までに整備予定)	整備中、あるいは令和7年までに整備完了予定で、面積が1.0ha以上の公園・緑地
道路用地(整備済)	幅員12.0m以上の共用開始している道路
道路用地(令和7年までに整備予定)	幅員12.0m以上の整備中、あるいは令和7年までに開通する道路
鉄道用地	鉄道、駅本屋などの敷地

(注)

1. 工業専用地域は土地利用現況に関わらず非可住地とする。
2. 令和7年までに整備予定の「公園・緑地」及び「道路用地」についても非可住地とする。
ただし、工業専用地域内にかかる場合の適用は「工業専用地域」が優先される。
3. 傾斜地の判定

2,500分の1の地形図上でコンター（等高線）をその法線方向（コンターの接線方向と垂直）に線を引き、切られたコンターの本数を数えることで判定する。図上の2.1cmの線分の中に、コンターの本数が15本以上（標高差30m以上）ある場合は30度以上である。



2,500 分の 1 地形図では、コンター（等高線）は 2 m 間隔
図上の 1 cm = 実測で 25 m

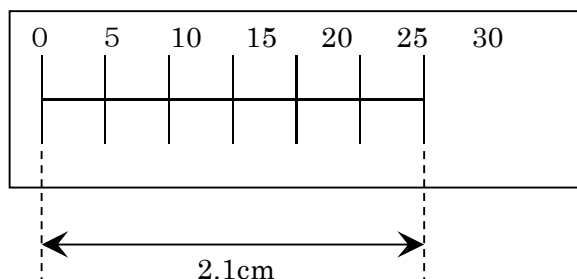
標高差30m（コンター15本分）に対応する図上の線長を求める。

$$L \tan 30^\circ = 30\text{m}$$

$$(\text{実測}) L = 30 \times \sqrt{3} = 51.96 \text{ (m)}$$

$$(\text{図上}) L = 2.078 \approx 2.1 \text{ (cm)}$$

なお、事前にプラスチック版や透明フィルムを材料として、傾斜判定用の定規を作成しておくことで作業効率が向上する。



国土地理院発行の国土基本図におけるコンター（等高線）の間隔は次の通りである

縮尺	コンター間隔	1/2500への拡大・縮
1/2,500	2 m	× 1
1/5,000	5 m	× 2
1/10,000	場所によって異なる	× 4

傾斜判定用の定規を作成する場合は、作業用の地図によってコンターの間隔が異なる事に注意する。

調書4-3 土地利用現況表

1) 調査方法

- ①行政区内のゾーンごとに集計された各項目のデータを「市街化区域」及び「市街化調整区域」、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」ごとに集計する。
- ②図5-2土地利用現況図を使用して、用途分類別に調査区ごとに図上で面積を算定し、調書に記入する。
- ③行政区内のゾーンごとに集計された可住地、非可住地の面積を「市街化区域」及び「市街化調整区域」、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」ごとに集計する。
- ④「農林漁業施設用地」は、これまで自然的土地利用（主に農地）に分類されていたが、項目の見直しに伴い、自然的土地利用から都市的土地利用へと変更されたため、経年変化等を行う際には、自然的土地利用面積の減少が発生するため、留意すること。

2) 調書様式

区域区分	自然的土地利用							都市的土地利用												不明	合計	可住地	非可住地	低未利用地							
	農地		山林	水面	その他の自然地	小計	宅地				農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他公的施設用地	その他空地①	その他空地②	その他空地③						その他空地④	小計					
	田	畑					住宅用地	商業用地	工業用地	小計																					
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
〇〇市	都市計画区域																														
	市街化区域																														
	市街化調整区域																														
	居住誘導区域																														
	都市機能誘導区域																														
：	都市計画区域																														
	市街化区域																														
	市街化調整区域																														
広域計	都市計画区域																														
	市街化区域																														
	市街化調整区域																														
	居住誘導区域																														
	都市機能誘導区域																														

※立地適正化計画の各区域は立地適正化計画が策定されている場合。

※非可住地には、以下のような土地の区域が考えられるが、土地の区域の実態に応じて判断することが望ましい。

「水面」、「その他自然地(原野・牧野、荒れ地を除く)」、「道路用地」、「交通施設用地」、「公共空地」、「公益施設用地」、「その他公的施設用地」、「商業用地」、「工業用地」

※可住地、非可住地、低未利用土地は不明を含まない。

※可住地、非可住地、低未利用土地については内数として集計する。また、用途別に低未利用土地を集計することも効果的である。

図面4-2 土地利用現況図

1) 作図方法

- ①都市的土地利用については、建物用途現況図や住宅地図等を基に、敷地ごとに土地利用の分類を判定し現地調査等により補完する。
- ②自然的土地利用については、航空写真等を基に土地利用の分類を判定し、現地調査等により補完する。
- ③上記による判定を基に土地利用現況図（1/10,000）を作成する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区 分			色 彩	色 番 号	表 示 方 法	
用途分類		適用				
自然的土地利用	農地	田	水田	やまぶきいろ	3	ぬりつぶし
		畑	畑・果樹園、採草地、養鶏場（牛、豚）、ビニールハウス等			ハッチ
	山林	樹林地	き み ど り	5	ぬりつぶし	
	水面	河川、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面等	み ず い ろ	8		
	その他自然地（原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・川原、海岸、湖岸 等）		た ま ご い ろ	27		
都市的土地利用	住宅用地	建物用途分類表（P84）の1～5	き い ろ	2	ぬりつぶし	
	商業用地	建物用途分類表（P85）8～11	あ か	15		
	工業用地	同13	あ お	33		
	農林漁業施設用地	同14	ふ か み ど り	7		
	公益施設用地	同6、7、15	も も い ろ	13		
	道路用地	道路、農道、林道	無 色			
	交通施設用地	建物用途分類表（P85）の12	は い い ろ	37	ぬりつぶし	
	公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園	お う ど い ろ	19	ぬりつぶし みどりで ふちどり	
	その他公的施設用地	防衛施設用地（米軍提供施設、自衛隊施設）	く ろ	21	ぬりつぶし	
	その他空地①	ゴルフ場	ふ か み ど り	7		
	その他空地②	太陽光発電のシステムを直接整備している土地	え め ら る ど い ろ	31		
その他空地③	平面駐車場	う す み ら さ き	34			
その他空地④	その他の空地①～③以外の土地的土地利用（建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、造成地等の種利用に含まれないのり面）	ね ず み い ろ	23			
不明	不明な土地	く ち ば い ろ	30			
低未利用地	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等	は い み ど り	18			
都市計画区域界			む ら さ き	12	一点破線 ふちどり	
行政区域界			く ろ	24	一点破線 ふちどり	
市街化区域界			あ か	15	実線 ふちどり	

4-4 国公有地の状況

■ 目的

国公有地の「位置」、「所有者」、「地目」、「面積」、「利用状況」を調査区ごとに把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書4-4 国公有地状況表 図面4-3 国公有地状況図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村所管資料 ・国有財産情報公開システム <p>※国有地は、国有財産情報公開システム〔財務省理財局管理課国有財産情報室HP〕を活用し、住所情報の把握が可能。</p> <p>取得先 URL：国有財産情報公開システム https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/</p>

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 各市町村が作成した資料の結果に基づき調書を作成する。
- 2) ゾーンごとの国及び公有地について調査する。
- 3) 国や都道府県、市町村が有する土地（普通財産）のうち、5ha以上（一団の土地として5ha以上のものも含む）のものを対象とする。

調書4-4 国公有地状況表

1) 作成方法

行政区域ごとに集計された「国公有地」に関するデータを、「所有者」、「地目」、「面積」及び「利用状況」ごとに集計する。

2) 調書様式

(〇〇市(基準日：〇〇年〇〇月〇〇日現在))

図面对照番号	所有者	地目	面積(ha)	利用状況	備考

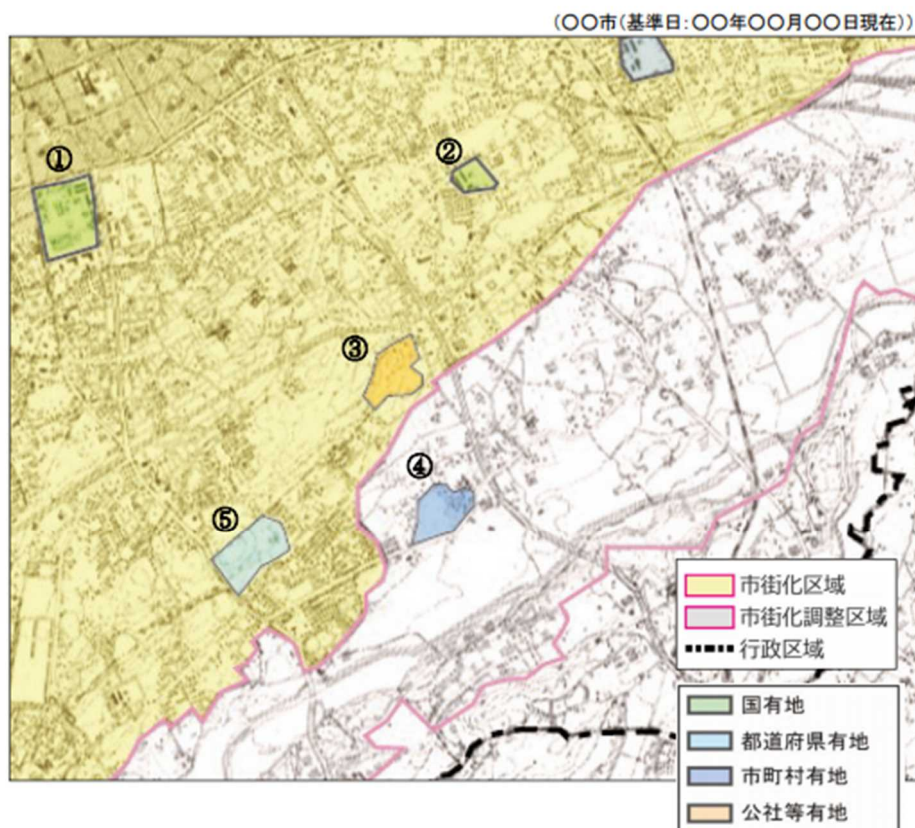
図面4-3 国公有地状況図

- 1) 目的
国及び公有地の位置を現し、状況を把握する。(下図はイメージ)
- 2) 作図方法
国及び公有地の位置を表示する。
- 3) 縮尺：1/10,000
- 4) ベースマップ：地形図
- 5) 図面凡例

分類	色彩	色番号	表示
国有地	あ か	15	塗りつぶし
県有地	き い ろ	2	
市町村有地	み ど り	6	
公社等有地	あ お	33	
都市計画区域界	むらさき	12	一点破線ふちどり
行政区域界	く ろ	24	1点鎖線ふちどり
市街化区域界	あ か	15	実線
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり

<位置図>

・国公有地の状況を地図に表示する。(下図はイメージ)



4-5 宅地開発状況

■ 目的

市街地の面的整備の代表的な手法である土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業などの市街地開発事業について、その実施状況を取りまとめる。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調書4-5：調査年度の6月末日 調書4-6：調査年度の6月末日 調書4-7：平成28年～令和2年 調書4-8：昭和45年～令和2年
作成資料	調書4-5 市街地開発事業表 調書4-6 開発許可による状況表 図面4-4 宅地開発状況図 調書4-7 開発行為許可状況集計表 調書4-8 面整備実績表
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・前々回及び前回都市計画基礎調査図面 ・各開発申請書 ・開発許可登録簿 ・各市町村所管資料 ・都市計画図書

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 過去に完了したもの。
- 2) 現在施行中のもの、事業認可されたもの。
- 3) 上記以外で都市計画決定されたもの。
- 4) 記入対象事業は調査時点までに都市計画決定済みのものとするが、土地区画整理事業については組合施行等も含む。
- 5) 対象は、次に列挙したものを基本とする。

市街地再開発事業、住宅地区改良事業、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、一団地の住宅施設建設事業、公有水面埋立事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業、その他公的な宅地造成、開発許可による開発

調書4-5 市街地開発事業表

1) 調査方法

行政区域ごとに集計された「宅地開発」に関するデータを、事業方法ごとに「名称」、「主体」、「進捗状況」、「期間」、「主用途」、「人口」及び「農地等残存面積」を集計する。

2) 調書様式

図面対象番号	決定年月日	事業名称	事業主体	進捗状況				事業期間	主用途	人口		農地等残存面積					備考
				計画	事業中	事業費 /百万円	整備済			現在	計画	田	畑	山林	その他	合計	
				(ha)	(ha)	百万円 /百万円	(ha)	(年)		(人)	(人)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	

※事業費は、過年度末までの事業費、総事業費を記入する。

※事業期間は、左側に事業開始年月日、右側に事業完了年月日を記入。現在事業中のものは認可を受けた事業期間を記入する。事業に着手されていないものは記入しない。
なお、土地区画整理事業については、備考欄に仮換地指定時期も記す。

調書4-6 開発許可による開発状況表

1) 調査方法

行政区域ごとに集計された「開発許可」に関するデータを、事業ごとに「位置」、「面積」、「期間」、「用途」及び「進捗状況」を集計する。

2) 調書様式

位置	事業面積	事業期間	主な用途	進捗状況	備考
①	㎡				

※進捗状況は以下の分類に沿って記載する。

- a. 調査実施時点で完了しているもの
- b. 現在施工中のもの、又は開発審査会による開発許可を受けたもの

※市街化調整区域内の開発については、備考欄に許可条項を記す

図面4-4 宅地開発状況図

- 1) 目的
市街地開発事業の位置を現し、状況を把握する。
- 2) 作図方法
各市街地開発事業を凡例にならって図面上に表示し、調書4-5市街地開発状況表と対応するように、図面对照番号を黒字で記入する。
- 3) 縮尺：1/10,000
- 4) ベースマップ：地形図
- 5) 図面凡例

区分		色彩	色番号	表示方法	
市街地再開発事業	商業系	あ か	15	※図中に再と表示	計画中…ふちどり 実施中…ハッチ 完了…ぬりつぶし
	住宅系	き い ろ	2		
	工業系	あ お	33		
住宅地区改良事業	住宅系	き い ろ	2	※図中に改と表示	
土地区画整理事業	商業系	あ か	15	※図中に土と表示	
	住宅系	き い ろ	2		
	工業系	あ お	33		
新住宅市街地開発事業	住宅系	き い ろ	2	※図中に新と表示	
工業団地造成事業	工業系	あ お	33	※図中に工と表示	
流通業務団地造成事業	工業系	あ お	33	※図中に流と表示	
一団地の住宅施設建設事業	住宅系	き い ろ	2	※図中に団と表示	
公有水面埋立事業	商業系	あ か	15	※図中に埋と表示	
	住宅系	き い ろ	2		
	工業系	あ お	33		
開発許可による開発行為	商業系	あ か	15	※図中に円で表示 ※開発許可による 調書の位置番号 を表示	
	住宅系	き い ろ	2		
	工業系	あ お	33		
	農林漁業系	み どり	6		
	公益施設	うすむらさき	34		
その他	ちやいろ	21			
行政区域界		く ろ	24	一点破線ふちどり	
市街化区域界		あ か	15	実線ふちどり	
居住誘導区域		あ お	33	実線ふちどり	
都市機能誘導区域		み どり	6	実線ふちどり	
団地開発	県営		12	円 ぬりつぶし	
	公社	むらさき		三角 ぬりつぶし	
	市町村営			角 ぬりつぶし	

調書4-7 開発行為許可状況集計表

1) 調査方法

「市街化区域」及び「市街化調整区域」ごとに集計された「開発面積」及び「件数」に関するデータを、「住宅」、「商業」、「農林漁業」及び「公益施設」等ごとに集計する。

2) 調書様式

年次		市街化区域						市街化調整区域							
		住宅	商業	工業	農林漁業	公益施設	その他	合計	住宅	商業	工業	農林漁業	公益施設	その他	合計
平成28年	面積(m ²)														
	件数														
⋮															
令和2年	面積(m ²)														
	件数														
合計	面積(m ²)														
	件数														

調書4-8 面整備実績表

1) 調査方法

行政区域ごとに集計された「面整備実績」に関するデータを、事業行為ごとに集計する。

2) 調書様式

完了年次	市街地開発事業等	公的宅地開発	開発許可等	合計	累計	備考
H7年以前						
H8~H12						
⋮						
H23~H27						
H28~R2						

4-6 農地転用状況

■ 目的

農地の転用状況を経年的に把握することで、市街化の状況や今後の計画的な市街化の促進、又は、市街地のオープンスペースの確保などの基礎資料とする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	平成28年～令和2年
作成資料	調書4-9 農地転用状況表 調書4-10 農地転用状況調書 図面4-5 農地転用状況図
原資料	・図面4-2 土地利用現況図 ・農地転用申請書 ・農林業センサス

■ 作成方法

(1) 調査方法

転用用途が「4-3 土地利用現況」の用途分類の都市的土地利用に分類されるものを対象とする。

調書4-10 農地転用状況調書

1) 調査方法

行政区域における農地転用ごとに「面積」、「転用年」、「転用用途」及び「農用地指定の有無」を集計する。

2) 調書様式

位置	面積	転用年	転用用途	農用地指定の有無
①	m ²			

※「転用用途」は「図面5-2土地利用現況図」の用途分類のうち対応するものを記入する。

図面4-4 農地転用状況図

1) 目的

農地転用の位置を現し、状況を把握する。

2) 作図方法

行政区域ごとに農地転用の位置を図面上に表示する。

3) 縮尺：1/10,000

4) ベースマップ：地形図

5) 図面凡例

分類	表示方法	色彩
平成28年	◆	住宅用地へ転用…きいろ
平成29年	■	商業用地へ転用…あか
平成30年	▲	工業用地へ転用…あお
令和元年	●	公共施設用地へ転用…むらさき
令和2年	★	その他に転用…はだいろ
行政区域	くろ	(一点破線 ふちどり)
都市計画区域	むらさき	(一点破線 ふちどり)
市街化区域	あか	(実線 ふちどり)
居住誘導区域	あお	(実線 ふちどり)
都市機能誘導区域	みどり	(実線 ふちどり)
田	きみどり	(ぬりつぶし)
畑	ちゃいろ	(ぬりつぶし)
農業振興地域	はだいろ	(実線 ふちどり)
農用地区域	うすきいろ	(ぬりつぶし)

4-7 林地転用状況

■ 目的

林地の転用状況を経年的に把握することで市街化の状況を把握する。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	平成28年～令和2年
作成資料	調書4-11 林地転用状況表 調書4-12 林地転用状況調書 図面4-6 林地転用状況図
原資料	・ 林地開発許可申請（地域森林計画対象民有林） ・ 保安林指定（解除）申請書（保安林） ・ 農林業センサス

■ 作成方法

（1）調査方法

転用用途が「4-3 土地利用現況」の用途の都市的土地利用に分類されるものを対象とする。

調書4-11 林地転用状況表

1) 調査方法

行政区域ごとに集計された「転用用途」に関するデータを、「件数」及び「面積」ごとに集計する。

2) 調書様式

区域区分	平成28年										平成28年～令和2年の合計										前年		
	転用用途										転用用地										農地		
行政区域	住宅用地	商業用地	工業用地	公設用地	その他	不明	合計	件数	面積	...	住宅用地	商業用地	工業用地	公設用地	その他	不明	合計	件数	面積	農地転用率	農地		
																						件数	面積
行政区域										...													
都市計画区域										...													
市街化区域										...													
市街化調整区域										...													
都市計画区域外										...													
居住誘導区域										...													
都市機能誘導区域										...													

調書4-12 林地転用状況調書

1) 調査方法

行政区域における林地転用ごとに「面積」及び「転用用途」を集計する。

2) 調書様式

位置	面積	転用目的
①	m ²	

※「転用用途」は「図面4-2土地利用現況図」の用途分類のうち対応するものを記入する。

図面4-6 林地転用状況図

1) 目的

林地転用の位置を現し、状況を把握する。

2) 作図方法

行政区域ごとに林地転用の位置を図面上に表示する。

3) 縮尺：1/10,000

4) ベースマップ：地形図

5) 図面凡例

分類	表示方法	色彩
平成〇年	◆	住宅用地へ転用・・・きいろ
平成〇年	■	商業用地へ転用・・・あか
平成〇年	▲	工業用地へ転用・・・あお
平成〇年	●	公共施設用地へ転用・・・むらさき
平成〇年	★	その他に転用・・・はだいろ
行政区域	くろ 一点破線	ふちどり
都市計画区域	むらさき 一点破線	ふちどり
市街化区域	あか 実線	ふちどり
居住誘導区域	あお (実線	ふちどり)
都市機能誘導区域	みどり (実線	ふちどり)
山林	みどり	ぬりつぶし
農業振興地域	はだいろ 実線	ふちどり
農用地区域	うすきいろ	ぬりつぶし

4-8 新築動向

■ 目的

地域別に市街地形成の進行状況を把握する。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	平成28年度～令和2年度の3月末日
作成資料	調書4-13 地区別新築状況調書 調書4-14 地区別新築状況集計表 図面4-7 地区別新築状況図
原資料	建築確認申請書 登記簿（固定資産台帳）

■ 作成方法

調書4-13 地区別新築状況調書

1) 作成上の注意

- ①前回の基礎調査実施後に行われた新築を対象とする。
- ②主な用途は、図面4-2土地利用現況図の用途分類のうち、対応するものを記入する。

2) 調書様式

位置	主な用途	事業主体	敷地面積
①			m ²

調書4-14 地区別新築状況集計表

1) 作成上の注意

- ①用途別は調査区ごとに住宅系・商業系・工業系・公益施設・その他の5区分とする。
- ②年度別集計とし、年度については、確認日の年度とする。
- ③面積については、延床面積とする。

2) 集計様式

	新築件数										敷地面積 合計 m ²	平均敷地 面積 m ²	建築面積 合計 m ²	平均 建蔽率 %	延床面積 合計 m ²	平均 容積率 %	
	住宅		商業		工業		公益施		その他								合計 件
	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件							
平成28年																	
平成29年																	
平成30年																	
令和元年																	
令和2年																	
合計																	

図面4-7 地区別新築状況図

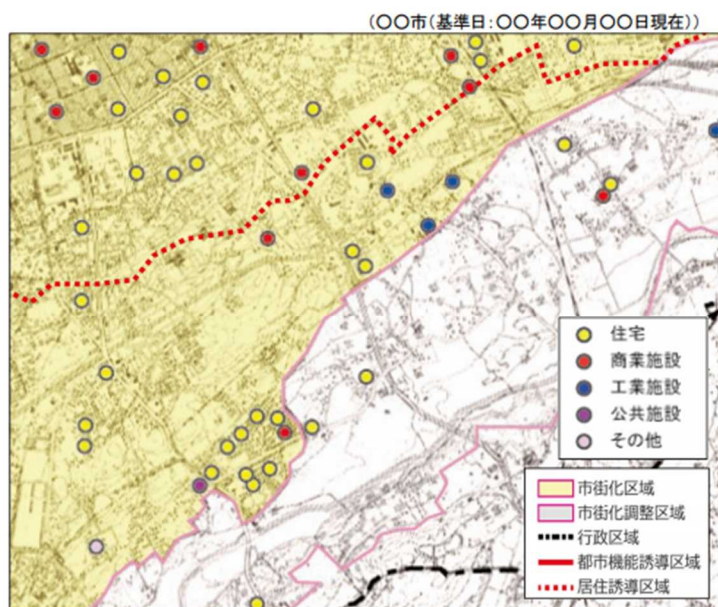
1) 作図方法

最近5年間に届出された建築確認申請により新築・改築が行われた建築物を調査し、建築の行われた箇所にプロット表示する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 作図イメージ



5) 図面凡例

用途	表示方法
住宅系	○
商業系	◇
工業系	□
公益施設	☆
その他	△

年度	色彩	色番号	表示方法
平成28年度	あ か	15	ぬりつぶし
平成29年度	だ い だ い いろ	4	
平成30年度	き い ろ	24	
令和元年度	み ど り	6	
令和2年度	あ お	33	

表示記号の大きさは、高さ（直径）1～3mm程度で適宜

区分	色彩	色番号	表示方法
都市計画区域界	むらさき	12	一点破線ふちどり
行政区域界	くろ	24	一点破線ふちどり
市街化区域界	あ か	15	実線ふちどり
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり
字界	はいいろ	37	実線ふちどり

4-9 条例・協定・地区計画等

■ 目的

まちづくりに関する条例、協定、地区計画などを把握する。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書4-15 地区計画の状況表 (都市計画図に既に印刷されている場合は省略できる。) 調書4-16 条例・協定の状況表 図面4-8 条例・協定・地区計画状況及び再開発・高度利用事業実施状況図
原資料	各市町村所管資料

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 基礎調査時点で効力を有するものすべてを対象とする。
- 2) 農振法、森林法、自然環境保全法、自然公園法、都市緑地保全法、急傾斜地法、地区計画など基礎調査実施時点で効力を有するもの全てを対象とする。

調書4-15 地区計画の状況表

1) 作成上の注意

- ①地区計画の内容を記した印刷物があれば添付すること。
- ②地区の概要は土地区画整理事業の区域、一般住宅地、未利用地が多い地区等地区の状況を記入すること。

2) 調書様式

市町村名	図面対象番号	地区計画等の名称	決定期日	計画の内容	面積	地区整備計画区域の面積

調書4-16 条例・協定の状況表

1) 作成上の注意

- ①決定主体は県及び市町村名を記入すること。
- ②地区計画、条例、協定の内容を記した印刷物があれば添付すること。
- ③条例はまちづくり条例等これらに類するもの。また、協定は景観協定、建築協定、緑化協定、法第34条第11号・12号等これらに類するものを記入すること。
- ④概要について、地区の状況や協定で期限があれば記入すること。

2) 調書様式

決定主体	図面対象番号	条例・要綱等の名称	公布・決定年月日		対象範囲	面積	期限	概要・
			当初	最終変更				
						ha		

図面4-8 地区計画・条例・協定状況図及び再開発・高度利用事業実施状況図

1) 作図方法

①地区計画・条例・協定及び再開発・高度利用事業実施状況等を凡例にならって図面上に表示する。

②調書と対応した位置番号を付すこと。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区分	色彩	色番号	表示方法
地区計画	きいろ	2	実線ふちどり
条例	みどり	6	実線ふちどり
協定	あお	33	実線ふちどり
市街地再開発事業施行区域	あか	15	一点破線ふちどり
高度利用地区	むらさき	12	一点破線ふちどり
総合設計	みどり	6	塗りつぶし
都市計画区域界	むらさき	12	一点破線ふちどり
行政区域界	くろ	24	一点破線ふちどり
市街化区域界	あか	15	実線ふちどり
居住誘導区域	あお	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	みどり	6	実線ふちどり

4-10 法適用現況

■ 目的

災害防止及び自然環境の保全、あるいは土地利用の促進に関する法規制・制限の指定状況を取りまとめ、国土利用計画、土地利用計画の策定や個々の事業計画を立案する際の基礎資料とするとともに、主として都市計画法以外の法規制による土地利用の制限状況を把握することにより、区域区分の見直しの際の資料とする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の3月末日
作成資料	調書4-17 法適用現況表 図面4-9 法適用現況図
原資料	各市町村所管資料

■ 作成方法

(1) 調査方法

下記の区域・地域・地区について調査する。

コード	区 分	コード	区 分
1	都市計画区域	15	特別地区
2	市街化区域	16	急傾斜地崩壊危険区域
3	市街化調整区域	17	砂防指定地
4	用途地域	18	地すべり防止区域
5	農業振興地域	19	鳥獣特別保護地区
6	農用地区域	20	海岸保全区域
7	森林地域	21	港湾区域
8	固有林	22	港湾隣接地域
9	保安林	23	臨港地区
10	自然公園地域	24	漁港区域
11	特別地域	25	風致地区
12	特別保護地区	26	軍用地
13	海中公園地区	27	居住誘導区域
14	自然環境保全地域	28	都市機能誘導区域

調書4-17 法適用現況表

- 1) 作成上の注意
各土地利用規制区域・地域・地区に図面对照番号を記入し、その状況を下記表に記入する。
- 2) 調書様式

都市計画区域名	図面对象番号	区分コード	名称	指定面積(ha)		当初指定 年 月 日	最終決定 年 月 日	備考
				面積	うち 市街化 区域			

図面4-9 法適用現況図

- 1) 作図方法
 - ①土地利用規制が行なわれている各区域・地域・地区について凡例に従って図面上で表示し、調書4-17法適用現況表と対応するように図面对照番号を記入する。
 - ②印刷物等の農振農用地図があればその図面をベースにして作成する。ない場合は農振農用地図1部作成し、そのコピーを用いるものとする。(図面8-4でも使用するため)
- 2) 縮尺：1/10,000 (農振農用地図を使用する場合はその縮尺でよい)
- 3) ベースマップ：農振農用地図 (地形図)
- 4) 図面凡例

区分	色彩	色番号	表示方法	区分	色彩	色番号	表示方法
都市計画区域	むらさき	12	一点破線	自然環境保全地域	うすむらさき	34	実線ふちどり
市街化区域	あか	15	実線ふちどり	特別地区	うすむらさき	34	ハッチ
用途地域	あか	15	実線ふちどり	急傾斜地崩壊危険区域	あか	15	点線ふちどり
農業振興地域	きいろ	2	実線ふちどり	砂防指定地	あか	15	ぬりつぶし
農用地区域	きいろ	2	塗りつぶし	地すべり防止区域	あか	15	ハッチ
森林地域	みどり	6	実線ふちどり	鳥獣特別保護地区	みずいろ	8	ハッチ
固有林	ふかみどり	7	塗りつぶし	海岸保全区域	あお	33	実線ふちどり
保安林	みどり	6	塗りつぶし	港湾区域	あいろ	21	実線ふちどり
自然公園地域	きみどり	5	点線ふちどり	港湾隣接地域	あいろ	21	点線ふちどり
特別地域	あいろ	21	ハッチ	臨港地区	あお	33	ハッチ
特別保護地区	みずいろ	8	実線ふちどり	漁港区域	あお	33	縞模様
海中公園地区	あお	33	点線ふちどり	風致地区	きみどり	5	ハッチ
居住誘導区域	あお	33	実線ふちどり	軍用地	ちやいろ	21	ハッチ
都市機能誘導区域	みどり	6	実線ふちどり	市町村界	くろ	24	一点破線

4-11 農林漁業関係施策適用状況

■ 目的

市街化区域又は用途地域における農林漁業関係事業の実施状況を把握し、区域区分や用途地域の設定や見直しの際の農林調整の基礎資料とする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書4-18 農林漁業関係施策適用状況表 図面4-10 農林漁業関係施策適用状況図
原資料	庁内、市町村資料

調書4-18 農林漁業関係施策適用状況表

- 1) 農林漁業関係施策の地区名、事業種別、主体、受益面積等について調査する。
- 2) 調書

位置	地区名	事業種別 ※1	事業主体	受益面積等 (うち市街化区域内 受益面積)	着工 年度	事業 状態	施策 種別 ※2	受益 期間	備考
				ha (ha)	年度				
①									

※1 事業種別は、かんがい排水事業・ほ場整備事業・その他事業（構造改善事業、農業近代化事業等）の順にまとめて記載する。

※2 施策種別は、直轄・補助・融資等を記載する。

図面4-10 農林漁業関係施策適用状況図

- 1) 作図方法
 - ①調査の対象となった農林漁業関係施策の区域を表示する。
 - ②調書と対応した位置番号を付すこと。
- 2) 縮尺：1/10,000
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 図面凡例

区分	色彩	色番	表示
事業区域	みどり	6	塗りつぶし
事業受益区	みどり	6	囲み
施設位置	だいたい	4	●印
施設受益区	だいたい	4	囲み
行政区域界	くろ	24	1点鎖線ふち
市街化区域	あか	15	実線ふちどり



5 建物

5-1 建物利用現況

■ 目的

市街化区域や用途地域内の土地利用の実態を建物の用途によって詳細に把握し、土地利用の整序のための区域区分・用途地域の見直しやその他の地域地区の指定、導入機能の検討などの基礎資料とする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書5-1 建物利用現況調書 調書5-2 建物利用現況集計表 図面5-1 建物位置図 図面5-2 建物用途現況図
原資料	・ 前回基礎調査 ・ 現地調査 ・ 登記簿 ・ 固定資産台帳 ・ 建築確認申請 ・ 住宅地図

■ 作成方法

調書5-1 建物利用現況調書

1) 作成方法

- ①建物用途の判定は「前回基礎調査」を基本に、その後の新築・建替・滅失状況について、課税台帳と新築確認申請書等を主体とした調査を行うこととし、補助調査として現地調査を行うこととする。なお、現地調査にあたっては、最新の航空写真や住宅地図、建築確認台帳等を補助資料として使用すると作業能率が向上する。
- ②調査時点は調査年度の6月末日とするが、その前後数ヶ月の適当な時期に実施してもかまわない。
- ③建物用途の判定や建物の建替・滅失等については、現地調査をした時点でのものでよい。基準調査時点にさかのぼって判定する必要はない。
- ④オープン化の重点項目であるため、作成した調書とGISデータとで、件数や面積等の整合性の確認を行うこと。

2) 調書様式

ID	用途 ※1	階数		構造 ※2	建築 面積 ※3	延床 面積 ※4	建築 年	耐火構造 種別 ※5	高さ ※6	空き家 フラグ ※7
		地上	地下							
		階	階		m ²	m ²	年		m	
1										

※1 用途の分類は、図面5-2建物用途現況図に記載の凡例による。

用途に対応するコーディングは「利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料」に示す。

①複数の建物で一体の施設を構成しているものについては、一体としての用途とする。

②原動機を使用しない作業場及び原動機を使用する工場で作業所の床面積が50m²未満の作業所を住宅と併用し、住宅部分の面積が作業場の面積より大きいものを作業所併用住宅とする。

②店舗等併用住宅、同共同住宅、作業所併用住宅は、1/3以上が住宅のものとする。

③複合建築物の取扱

2つ以上の建物用途（併用住宅を除く）にまたがる複合建築物については、下記のように扱う。

【定義】

複合建築物とは、下記に示すとおりである。

- ・同一建築物内において、2つ以上の建物用途が存在するもの。
- ・連絡廊下等で接続された建物で、2つ以上の建物用途が存在するもの。
- ・同一敷地内において、2つ以上の建物用途にまたがるもの。ただし、同一敷地とは、塀などで囲まれ外見上他の敷地と区別がつくものに限ってよい。

【表示】

用途地域の規制上厳しい方の建物用途をもって表す。

※2 構造の分類は、下表による。複合構造の場合は、主たる構造の分類とする。なお、用途に対応するコーディングは「利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料」に示す。

分類
木造・土蔵造
鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄筋コンクリート造
鉄骨造
軽量鉄骨造
レンガ造・コンクリートブロック造・石造
不明

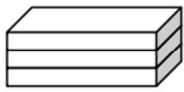
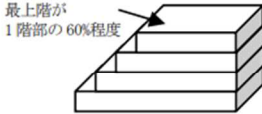
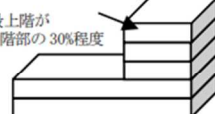
※3 建築面積は、登記簿等により、1階部分の床面積を建築面積とする。登記簿等の活用ができない場合は、1/2,500基図上で建物毎の建築面積を計測する。

※4 延床面積は、登記簿等により建物の床面積の合計を算出する。登記簿等の活用ができない場合は、次のような方法で簡易に算出する。

(1)建築物の形状を考慮する方法

- ・1階と上層階で床面積が同一でない場合を考慮するため、1/2,500基図上で計測した建築面積に地上階数を掛け、さらに床面積換算係数（建物形状による係数）を掛けて算出する。床面積換算係数については、現地調査等により建物形状を確認の上決定する。
- ・一定の類型化により、各階の換算係数を算出することも考えられる。

(参考:延床面積の計算例、東京都土地利用現況調査(区部)実施要領を参考に作成)

種別	ア) 全階層とも同一形状の建物	イ) 上層部が下層部の50%以上100%未満の建物	ウ) 上層部が下層部の50%未満の建物
建物例	<ul style="list-style-type: none"> ・3階建て建物 ・建築面積 100 m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・4階建て建物 ・建築面積 100 m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・5階建て建物 ・建築面積 100 m² 
床面積換算係数	全ての階：1.00	2階建：0.90 3階建：0.85 4階建以上：0.80	2階建：0.65 3階建：0.55 4～11階建：0.45 12階建以上：0.40
延床面積の計算例	・建築面積×換算係数×階数 100×1.00×3=300 m ²	・建築面積×換算係数×階数 100×0.80×4=320 m ²	・建築面積×換算係数×階数 100×0.45×5=225 m ²

(2)建築物の形状を考慮しない方法

- ・1階と上層階まで同一の床面積とみなして、建物利用現況図上で計測した建築面積に階数を乗算して求める。

※5 耐火構造種別は、建築確認申請に基づき、耐火、準耐火造、その他の別を区分する。なお、耐火構造種別に対応するコーディングは「利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料」に示す。

※6 航空測量、建築確認申請、建物階数等のデータに基づき、建物の高さを算出する。(階高係数を用いた建物の高さの算出方法例) 建物の高さ = 建物階数 × 階高係数

(参考:埼玉県さいたま市の階高係数、平成28年度建物現況調査作業報告書)

- ・1階の建物: 5.06
- ・2階の建物: 4.02
- ・3階以上の建物: 3.21

(3階以上の建物は、件数の多い3～15階までの階数別階高の平均値を使用)

※7 空家フラグについては、該当する建物に 1 を入力する。

空家（空家、空店舗等）については、個々の建物の性質を説明する属性情報として把握し、建物の用途分類と重畳することにより活用する。

空家等の定義については、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項により「建築物またはこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。」とする。

調書5-2 建物利用現況集計表

1) 作成方法

①行政区域の市街化区域、市街化調整区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域別に各項目毎にとりまとめる。

②用途の分類は、図面5-2建物用途現況図に記載の凡例による。

2) 集計表様式

<用途別棟数、合計面積（建築面積、延床面積）>

①小ゾーン単位

・小ゾーン別に用途毎の棟数、合計面積（建築面積、延床面積）の状況をとりまとめる。

(CSV ファイル)

・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表)

大字・町名	字・丁目名	住宅	共同住宅	店舗兼併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	運輸施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	不明	空家 ※
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
〇〇町	△丁目																			
：	：																			

※合計面積については、各小地域の用途別建築面積および用途別延床面積（㎡）をとりまとめる。

※空家については内数として集計する。また、用途別に空家を集計することも効果的である。

②区域単位

- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に用途毎の棟数、合計面積（建築面積、延床面積）の状況をとりとめる。

	1. 住宅			2. 共同住宅			3. 店舗兼併用住宅			・・・		
	棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積	・・・		
	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²			
都市計画区域												
市街化区域												
市街化調整区域												
居住誘導区域												
都市機能誘導区域												

(つづき)

・・・			7. 商業施設									8. 宿泊施設		
			(1)			・・・			(7)					
・・・			棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積
			棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²

(つづき)

・・・			16. 防衛施設			17. その他			18. 不明			19. 空家		
・・・			棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積	棟数	建築面積	延床面積
			棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²

<階数>

①小ゾーン単位

- ・小ゾーン別に階数別の棟数の状況を取りまとめる。

(CSV ファイル)

- ・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表)

大字・町名	字・丁目名	地上1階 地下階なし	地上2階 地下階なし	地上3階 地下階なし	地上4～5階 地下階なし	地上6～7階 地下階なし	地上8～10階 地下階なし	地上11～15階 地下階なし	地上16階以上 地下階なし
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
〇〇町	〇〇丁目								
・	・								

(つづき)

地上1階 地下階あり	地上2階 地下階あり	地上3階 地下階あり	地上4～5階 地下階あり	地上6～7階 地下階あり	地上8～10階 地下階あり	地上11～15階 地下階あり	地上16階以上 地下階あり	不明
棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟

②区域単位

- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に階数別の棟数の状況を取りまとめる。

区域区分	地上1階 地下階なし	地上2階 地下階なし	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	地上11～15階 地下階あり	地上16階以上 地下階あり	不明
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
都市計画区域							
市街化区域							
市街化調整区域							
居住誘導区域							
都市機能誘導区域							

<構造>

①小ゾーン単位

- ・小ゾーン別に構造別の棟数の状況を取りまとめる。

(CSV ファイル)

- ・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表)

大字・町名	字・丁目名	木造・土蔵造	コンクリート造 鉄骨鉄筋	コンクリート造 鉄筋	鉄骨造	軽量鉄骨造	レンガ造・ コンクリートブロック造・ 石造	不明
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
〇〇町	△丁目							
・	・							

②区域単位

- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に構造別の棟数の状況を取りまとめる。

区域区分	木造・土蔵造	コンクリート造 鉄骨鉄筋	コンクリート造 鉄筋	鉄骨造	軽量鉄骨造	レンガ造・ コンクリートブロック造・ 石造	不明
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
都市計画区域							
市街化区域							
市街化調整区域							
居住誘導区域							
都市機能誘導区域							

< 建築面積 >

① 小ゾーン単位

- ・小ゾーン別に建築面積別の棟数の状況を取りまとめる。

(CSV ファイル)

- ・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表)

大字・町名	字・丁目名	50㎡ 以下	75㎡ 以下	150㎡ 以下	500㎡ 以下	1,500㎡ 以下	1,500㎡ 超	不明	合計面積	平均面積
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡
○○町	△丁目									
・	・									

※建物の規模は地域差が大きいため、地域の実情に応じて細分化する。

※合計面積、平均面積に不明データは含まない。

② 区域単位

- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に建築面積別の棟数の状況を取りまとめる。

区域区分	50㎡ 以下	75㎡ 以下	150㎡ 以下	500㎡ 以下	1,500㎡ 以下	1,500㎡ 超	不明	合計面積	平均面積
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡
都市計画区域									
市街化区域									
市街化調整区域									
居住誘導区域									
都市機能誘導区域									

※建物の規模は地域差が大きいため、地域の実情に応じて細分化する。

※合計面積、平均面積に不明データは含まない。

<延床面積>

①小ゾーン単位

- ・小ゾーン別に延床面積別の棟数の状況を取りまとめる。

(CSV ファイル)

- ・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表)

大字・町名	字・丁目名	50㎡以下	75㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1,500㎡以下	3,000㎡以下	3,000㎡超	不明	合計面積	平均面積
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡
○○町	△丁目										
・	・										

※建物の規模は地域差が大きいため、地域の実情に応じて細分化する。

※合計面積、平均面積に不明データは含まない。

②区域単位

- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に延床面積別の棟数の状況を取りまとめる。

区域区分	50㎡以下	75㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1,500㎡以下	3,000㎡以下	3,000㎡超	不明	合計面積	平均面積
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡
都市計画区域										
市街化区域										
市街化調整区域										
居住誘導区域										
都市機能誘導区域										

※建物の規模は地域差が大きいため、地域の実情に応じて細分化する。

※合計面積、平均面積に不明データは含まない。

< 建築年 >

①小ゾーン単位

- ・小ゾーン別に建築年別の棟数、合計面積（建築面積・延床面積）の状況を取りまとめる。

(CSV ファイル)

- ・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表：棟数)

大字・町名	字・丁目名	昭和46年以前	昭和47年～昭和56年	昭和57年～平成元年	平成2年～平成11年	平成12年～平成21年	平成22年～令和元年	令和2年～	不明	合計棟数
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
〇〇町	△丁目									
・	・									

※合計棟数に不明データは含まない。

(集計表：建築面積)

大字・町名	字・丁目名	昭和46年以前	昭和47年～昭和56年	昭和57年～平成元年	平成2年～平成11年	平成12年～平成21年	平成22年～令和元年	令和2年～	不明	合計面積	平均面積
		棟	棟	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
〇〇町	△丁目										
・	・										

※合計面積、平均面積に不明データは含まない。

(集計表：延床面積)

大字・町名	字・丁目名	昭和46年以前	昭和47年～昭和56年	昭和57年～平成元年	平成2年～平成11年	平成12年～平成21年	平成22年～令和元年	令和2年～	不明	合計面積	平均面積
		棟	棟	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
〇〇町	△丁目										
・	・										

※合計面積、平均面積に不明データは含まない。

②区域単位

- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に建築年別の棟数、合計面積（建築面積、延床面積）の状況をとりとめる。

	昭和46年 以前			昭和47年 ～ 昭和56年			昭和57年 ～ 平成元年			平成2年 ～ 平成11年			平成12年 ～ 平成21年		
	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積
	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²
都市計画区域															
市街化区域															
市街化調整区域															
居住誘導区域															
都市機能誘導区域															

(つづき)

平成22年 ～ 令和元年			令和2年 ～			不明			合計 棟数・面積			平均 面積	
棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	棟 数	建 築 面 積	延 床 面 積	建 築 面 積	延 床 面 積
棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	棟	m ²	m ²	m ²	m ²

※合計面積、平均面積に不明データは含まない。

<耐火構造種別>

①小ゾーン単位

- ・小ゾーン別に耐火構造種別の棟数の状況をとりとめる。

(CSV ファイル)

- ・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表)

大字・町名	字・丁目名	耐火	準耐火	その他	不明
		棟	棟	棟	棟
〇〇町	△丁目				
・	・				

②区域単位

- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に耐火構造種別の棟数、合計面積（建築面積、延床面積）の状況をとりとめる。

	耐火	準耐火	その他	不明
	棟	棟	棟	棟
都市計画区域				
市街化区域				
市街化調整区域				
居住誘導区域				
都市機能誘導区域				

<高さ>

①小ゾーン単位

- ・小ゾーン別に建築物の高さの棟数の状況を取りまとめる。

(CSV ファイル)

- ・調書から小ゾーン単位に集計して CSV ファイルとして出力・整理。

(集計表)

大字・町名	字・丁目名	5m 以下	10m 以下	12m 以下	15m 以下	20m 以下	25m 以下	30m 以下	35m 以下	40m 以下	45m 以下	45m 超	不明
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
〇〇町	△丁目												
・	・												

※建物の規模は地域差が大きいため、地域の実情に応じて細分化する。

②区域単位

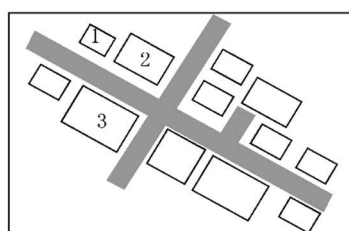
- ・都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途 白地）、準都市計画区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等の別に建築の高さの棟数の状況を取りまとめる。

	5m 以下	10m 以下	12m 以下	15m 以下	20m 以下	25m 以下	30m 以下	35m 以下	40m 以下	45m 以下	45m 超	不明
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
都市計画区域												
市街化区域												
市街化調整区域												
居住誘導区域												
都市機能誘導区域												

※建物の規模は地域差が大きいため、地域の実情に応じて細分化する。

図面 5-1 建物位置図

- 1) 作図方法：調書のID番号を付す。
- 2) 縮尺：1/2,500
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 作成例



図面5-2 建物利用現況図

<建物用途別現況図>

1) 作図方法

- ① 図面4-2土地利用現況図と整合を取る。
- ② 調査対象区域内の建築物について、図面凡例に基づき区分し着色する。
- ③ 附属施設については、基本的に主たる用途と同一色で着色する。
- ④ 空屋の取り扱いについては、従前の用途の色で建物をふちどりし、「E」を付ける。

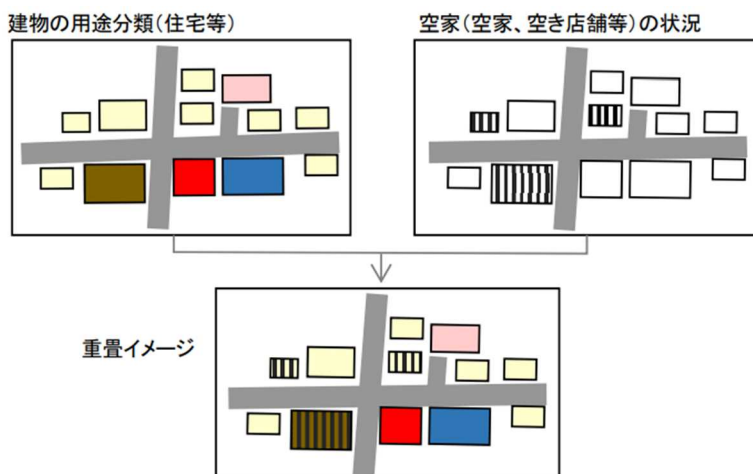
2) 縮尺：1/2,500

3) ベースマップ：地形図

4) 作図イメージ



(建物の用途分類(住宅棟)と空家の重畳イメージ)



5) 図面凡例

番号	建物用途分類	施設分類	色彩	色番号	表示方法
1	住宅	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	きいろ	2	ぬりつぶし
2	共同住宅	共同住宅、寄宿舎、公営住宅、長屋、寮等	やまぶきいろ	3	
3	店舗等併用住宅	住宅(上の1)と商業施設等(下の6~11)の併用	だいだいろ	4	
4	店舗等併用共同住宅	共同住宅(上の2)と商業施設等(下の6~11)の併用	うすむらさき	34	
5	作業所併用住宅	住宅(上の1,2)と工業系用途(下の13)の併用	しゅいろ	16	

6	官公庁施設	県庁、市役所、役場、出先官庁、税務署、裁判所、消防署、刑務所、警察署、气象台、保健所、派出所 等	も も い ろ	13	
7	文教厚生施設	1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 2)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 等 3)図書館、博物館、美術館、市民会館公会堂、集会場、動物園 等 4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） 5)病院 6)診療所、老人ホーム、養老院、身体障害福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設各種養成所、公衆浴場、公衆便所 等 7)神社・寺院・教会 等	ち ゃ い ろ	21	
8	業務施設	銀行、郵便局、会議場・展示場、電話局、民間研究所、研修所、事務所 等	べ に い ろ	14	
9	商業施設	1)小売店、百貨店、スーパーマーケット、卸売店、ガソリンスタンド 等 2)レストラン、ドライブイン、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋、ダンスホール、個室付き浴場業に係わる公衆浴場 等 5)劇場、映画館、演芸場、観覧場 等 6)ボーリング場、スケート場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 7)マジック屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	あ か	15	
10	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	む ら さ き	12	
11	商業系用途複合施設	商業系用途（上の8～10）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	う す む ら さ き	34	
12	運輸倉庫施設	1)駅舎、電車車庫、バスターミナル 等 2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル、港湾・空港施設 等 3)立体駐車場、駐輪施設 等	は い い ろ	37	
13	工場	1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等（準工業地域において立地不可） 2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） 3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） 4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等 5)自動車修理工場	あ い い ろ	10	
14	農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	き み ど り	5	
15	供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、屠場、ごみ焼却場、上下水道施設、発電所、変圧所、変電所、ガス・熱供給施設 等	く ろ	24	
16	防衛施設	防衛施設	ね ず み い ろ	23	
17	その他	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	は い み ど り	18	ぬりつぶし
18	不明	不明な建物	く ち ば い ろ	30	
19	空屋		く ろ	24	斜線
20	行政区境界		く ろ	24	一点鎖線
21	市街化区域界		あ か	15	実線
22	字界		は い い ろ	17	実線

<建物階数別現況図>

- 1) 作図方法
各建物について、階数別に着色した図面を作成
- 2) 縮尺：1/2,500
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 作図イメージ

(〇〇市(基準日:〇〇年〇〇月〇〇日現在))



5) 図面凡例

階数	色彩	色番号	表示方法
地下階なし_地上1階	みどり	6	ぬりつぶし
地下階なし_地上2階	きみどり	5	
地下階なし_地上3階	きいろ	2	
地下階なし_地上4-5階	だいたいいろ	4	
地下階なし_地上6-7階	ちゃいろ	21	
地下階なし_地上8-10階	ももいろ	13	
地下階なし_地上11-15階	こげちゃいろ	22	
地下階なし_地上16階以上	ねずみいろ	23	ぬりつぶし+くろ斜線
地下階あり_地上1階	みどり	6	
地下階あり_地上2階	きみどり	5	
地下階あり_地上3階	きいろ	2	
地下階あり_地上4-5階	だいたいいろ	4	
地下階あり_地上6-7階	ちゃいろ	21	
地下階あり_地上8-10階	ももいろ	13	
地下階あり_地上11-15階	こげちゃいろ	22	ぬりつぶし
地下階あり_地上16階以上	ねずみいろ	23	
不明	くちばいろ	30	ぬりつぶし

<建物構造別現況図>

- 1) 作図方法
各建物について、構造別に着色した図面を作成する。
- 2) 縮尺：1/2,500
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 作図イメージ



5) 図面凡例

構造	色彩	色番号	表示方法
木造・土蔵造	みどり	6	ぬりつぶし
鉄骨鉄筋コンクリート造	きみどり	5	
鉄筋コンクリート造	だいたいいろ	4	
鉄骨造	ちやいろ	21	
軽量鉄骨造	ももいろ	13	
れんが造・コンクリートブロック造・石造	ねずみいろ	23	
不明	くちばいろ	30	

< 建築年別現況図 >

1) 作図方法

各建物について、建築年別に着色した図面を作成する。

2) 縮尺：1/25,000（広域） 1/10,000（市町村）

3) ベースマップ：地形図

4) 作図イメージ



5) 図面凡例

建築年	色彩	色番号	表示方法
昭和56年以前	あ か	15	ぬりつぶし
昭和57年~平成元年	むらさきいろ	12	
平成2年~平成11年	だいだいいろ	4	
平成12年~平成21年	き い ろ	2	
平成22年~令和元年	きみどりいろ	5	
令和2年以降	みどりいろ	6	
不明	くちばいろ	30	

<建物高さ別現況図>

- 1) 作図方法
各建物について、高さ別に着色した図面を作成
- 2) 縮尺：1/2,500
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 作図イメージ

(〇〇市(基準日:〇〇年〇〇月〇〇日現在))



5) 図面凡例

建築物の高さ	色彩	色番号	表示方法
5m以下	みどり	6	ぬりつぶし
10m以下	きみどり	5	
12m以下	きいろ	2	
15m以下	だいだいろ	4	
20m以下	ちやいろ	21	
25m以下	ももいろ	13	
30m以下	こげちやいろ	22	
40m以下	ねずみいろ	23	
45m以下	あお	33	
45m超	あいいろ	10	
不明	くちばいろ	30	

5-2 大規模小売店舗等の立地状況

■ 目的

大規模小売店舗等の立地状況など商業環境を把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書5-3 大規模小売店舗等一覧表 図面5-3 大規模小売店舗等位置図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面5-2 建物用途別現況図 ・ 大規模小売店舗立地法届出 ・ 住宅地図 ・ 商業統計票等

■ 作成方法

調書5-3 大規模小売店舗等一覧表

1) 作成上の注意

各市町村における大規模小売店舗等の名称、所在地、店舗面積等を記入する。

2) 調書様式

図面 対象 番号	施設用途		所在地	大規模 小売店舗 ※2	大規模 集客施設 ※2	開設年	廃止年 ※3	延床面積 (㎡)	備考
	施設名称	分類※1							

※1 分類については、大規模小売店舗は「食品スーパー」「百貨店・スーパー・ショッピングセンター・寄合百貨店・小売市場」「ホームセンター・専門店（家具・家電・書籍等）」「その他」に区分し、大規模小売店舗でない大規模集客施設は「店舗以外」とする。

※2 「大規模小売店舗」及び「大規模集客施設」の欄については、該当するものに○を記載。（大規模集客施設は、建築基準法に基づく大規模集客施設（床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等）に当てはまるもの）

※3 「廃止」の欄は、廃止の場合に廃止年を記載。

図面5-3 大規模小売店舗等位置図

1) 作図方法

大規模小売店舗等の位置を凡例にならって図面上に表示する。また、調書5-3大規模小売店舗等一覧表に対応するように図面对照番号を記入する。

2) 縮尺：1/25,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区分	色彩	色番号	表示方法
大規模小売店舗	あ か	15	建物 ぬりつぶし
大規模集客施設	き い ろ	2	建物 ぬりつぶし
都市計画区域界	む ら さ き	12	一点破線ふちどり
行政区域界	く ろ	24	一点破線ふちどり
市街化区域界	あ か	15	実線ふちどり
居住誘導区域	あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	み ど り	6	実線ふちどり

5-3 住宅の所有関係別・建て方別世帯数

■ 目的

住宅の所有状況と延床面積の現況を詳細に把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年
作成資料	調書5-4 地区別住宅所有関係世帯数表 調書5-5 住宅の所有関係別世帯数集計表 調書5-6 住宅の建て方別世帯数集計表
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査から収集 取得先URL：国勢調査 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521 ※総務省がGISデータ含めて政府統計の総合窓口（独立行政法人統計センター）にて公開 取得先URL：地図で見る統計（統計GIS）国勢調査 https://www.e-stat.go.jp/gis/statmap-search?page=1&type=1&toukeiCode=00200521

■ 作成方法

(1) 調査方法

- 1) 国勢調査の結果に基づき調書を作成する。
- 2) 各ゾーンにおいて、「住宅所有関係世帯数」、「普通世帯延床面積」を調査する。
- 3) 細ゾーンが国勢調査の調査区を分断している箇所については「図面5-2建物用途別現況図」を利用し、分断された調査区それぞれの住宅数に基づいて按分比を決定し、人口・世帯数を配分する。

調書5-4 地区別住宅所有関係世帯数表

1) 調査方法

行政区域内の字ごとに集計されたデータを「普通世帯数」、「持ち家数」、「公営・公団公社の借家数」、「民営借家数」及び「給与住宅」ごとに集計する。

2) 調書様式

地区名	平成・年						令和2年					
	普通世帯数	持ち家	公営・公団公社の借家	民営借家	給与住宅	その他	普通世帯数	持ち家	公営・公団公社の借家	民営借家	給与住宅	その他
合計												

調書5-5 住宅の所有関係別世帯数集計表

1) 調査方法

行政区域内の字ごとに集計されたデータを所有関係別区分に応じて世帯数を集計する。

2) 調書様式

区域区分	住宅に居住する 一般世帯数	住宅の所有関係別世帯数					
		持ち家	公営・都市機 構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	その他
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
行政区域							
都市計画区域							
市街化区域							
市街化調整区域							
都市計画区域外							
居住誘導区域							
都市機能誘導区域							

調書5-6 住宅の建て方別世帯数集計表

1) 調査方法

行政区域内の字ごとに集計されたデータを建て方別区分に応じて世帯数を集計する。

2) 調書様式

区域区分	主世帯数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				1・2階建	3～5階建	6～10階建	11階建以上	
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
行政区域								
都市計画区域								
市街化区域								
市街化調整								
都市計画区域								
居住誘導区域								
都市機能誘導								

6 都市施設

■ 目的

都市施設として都市計画決定している施設とその事業執行状況を取りまとめるとともに、別葉で道路・下水道網図をまとめ、各種計画の基礎資料とする。

なお、国・県道及び市町村道や排水施設等については、生活環境基盤であることから都市計画の有無に関わらず調査する。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書6-1 都市施設整備状況表 図面6-1 都市施設整備状況図 調書6-2 道路現況集計表 図面6-2 道路状況図 図面6-3 下水道・河川整備状況図 図面6-4 上水道整備状況図
原資料	・都市計画図書 ・各市町村所管資料 ・道路台帳

■ 作成方法

(1) 調査方法

下記の都市計画施設について、既存のもの及び都市計画決定されているものを調査する。

都市計画施設	摘要
道路	高速道路、主要幹線道路、幹線道路、準幹線道路、市町村道、歩行者及び自転車専用道路
鉄道	モノレール、駅舎
自動車ターミナル	トラックターミナル、バスターミナル
港湾	公共埠頭区域
公園・緑地広場	
社会福祉施設等	
墓園	
大学・高校・専門学校	
50戸以上の一団地の住宅施設	
一団地の官公庁施設	
流通業務施設	
汚物処理場	
と蓄場	
火葬場	

調書6-1 都市施設整備状況表

1) 作成上の注意

- ①各市町村における都市施設の名称、決定年月日、決定事項、事業期間及び進捗率を記入する。
- ②当初の決定年月日、都市計画の変更を行った場合は変更した年月日について、古い順に記入する。都市計画の変更を行った場合、その目的について備考欄に記入する。

2) 調書様式

図面对照番号	決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	進捗率	備考

図面6-1 都市施設整備状況図

1) 作図方法

前記の都市施設を凡例にならって図面上に記入し、調書6-1 都市施設整備状況表に対応するように図面対照番号を記入する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：都市計画図（白図）

4) 図面凡例

都市施設名	区分		色彩	色番号	表示方法
		摘要			
道路	高速道路		あ か	15	既 設…ぬりつぶし 事 業 中…点線 計画決定…実線2本
	主要幹線道路	22m以上	だ い いろ	4	
	幹線道路	16m以上	き い ろ	2	
	準幹線道路	12m以上	み ど り	6	
	準幹線道路	12m未満及び国道、主要地方道、県道のみ	あ お	33	
	市町村道	12m未満			
	歩行者、自転車専用道路		む ら さ き	12	
鉄道	モノレール、駅舎		こげちやいろ	22	ぬりつぶし
自動車ターミナル	トラックターミナル		ねずみいろ	23	既 設…ぬりつぶし 計画決定…ふちどり
	バスターミナル		は い いろ	37	
港湾	公共埠頭区域		み ず いろ	8	ふちどりの上ハッチ
公園・緑地広場	公園		ふかみどり	7	既 設…ぬりつぶし 事 業 中…ふちどりの上ハッチ 計画決定…ふちどり
	緑地広場		き み どり	5	
墓園			はいみどり	18	
大学・高校・専門学校	大学		ち や いろ	21	ぬりつぶし
	高校		あかちやいろ	20	
	専門学校		くちばいろ	30	
50戸以上の一団地の住宅施設			やまぶきいろ	3	既 設…ぬりつぶし 事 業 中…ふちどりの上ハッチ 計画決定…ふちどり
一団地の官公庁施設			も も いろ	13	
流通業務施設			べ に いろ	14	
汚物処理場、ごみ処理場（焼却場）			おうどいろ	19	
市場			し ゅ いろ	16	
と蓄場			べにかばいろ	38	
火葬場			は だ いろ	17	
その他			適 宜		
下水道区域界			は い いろ	37	既設…点線ふちどり 計画決定…一点鎖線ふちどり
都市計画区域界			む ら さ き	12	一点鎖線ふちどり
行政区域界			く ろ	24	一点鎖線ふちどり
市街化区域界			あ か	15	実線ふちどり
居住誘導区域			あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域			み ど り	6	実線ふちどり

（注）計画とは、都市計画決定されているもの（事業実施中のものを含む）をいう。ただし、道路・公園については事業中のものについても別途表示する。

調書6-2 道路現況集計表

1) 作成上の注意

市街化区域・市街化調整区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域、都市計画区域毎に、幅員区分別延長を集計する。

2) 集計様式

	15m以上	6m以上 15m未満	4m以上 6m未満	4m未満	不明
	m	m	m	m	m
市街化区域					
市街化調整区域					
居住誘導区域					
都市機能誘導区域					
合計					

図面6-2 道路状況図

1) 作図方法

都市施設のうち道路に関する施設について凡例にならって図面上に表示する。また、道路網図（市町村道路台帳等）等をもとに、国道・県道以外の市町村道も網羅した道路状況を表示する。なお、調書10-1 都市施設整備状況表に該当する事業がある場合と合わせて図面对照番号を黒字で記入する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：都市計画図（白図）

4) 図面凡例

幅員区分	色彩	色番号	表示方法	備考
15m以上	あいいろ	10	ぬりつぶし	木防建ぺい率の判定に用いる (市街地の火災による延焼危険度を示す指標)
6m~15m未満	あか	15		不燃領域率の判定に用いる (まちの燃えにくさを表す指標)
4m~6m未満	みどり	6		—
4m未満	だいだいろ	4		接道不良の判定に用いる
不明	はいいろ	37		—

図面6-3 下水道・河川整備状況図

1) 作図方法

都市施設のうち特に下水道・河川に関する施設について凡例にならって図面上に表示する。また、調書6-1都市施設整備状況表に該当する事業がある場合は図面对照番号を黒字で記入する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：都市計画図（白図）

4) 図面凡例

区分		色彩	色番号	表示方法
都市施設名	摘要			
下水道	終末処理場	ねずみいろ	23	既設…ぬりつぶし 計画…ふちどり
	流域下水道幹線	むらさき	12	既設…実線 計画決定…点線
	公共下水道幹線	ももいろ	13	
	公共下水道支線	あか	15	
	都市下水路	だいたいいろ	4	
	特定環境公共下水路	きいろ	2	
	集落排水	みどり	6	
河川		みずいろ	8	
ポンプ場施設		あお	33	既設…直径3mm円 ぬりつぶし 計画決定…直径3mm円 ふちどり

図面6-4 上水道整備状況図

1) 作図方法

都市施設のうち特に上水道に関する施設について凡例にならって図面上に表示する。

2) 縮尺：1/25,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区分		色彩	色番号	表示方法
給水区域	整備済区域	みずいろ	8	ぬりつぶし
	計画区域	ももいろ	13	

7 交通

7-1 主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度

■ 目的

国県道等の主要な幹線道路の12時間自動車類交通量、ピーク時間交通量、大型車混入率、平均混雑度、混雑時平均旅行速度の経年変化を調査し、**道路計画の策定等の基礎資料とする。**

調査対象区域	行政区域
調査時点	—
作成資料	(既存資料等を活用)
原資料	全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス） 取得先URL：一般交通量調査結果(集計結果整理表・箇所別基本表・ 時間帯別交通量表) 、(可視化ツール) https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/ir-data.html

■ 作成方法

全国道路・街路交通情勢調査の資料を活用し、本都市計画基礎調査では追加の調査は行わない。

7-2 自動車流動量

■ 目的

各区間における自動車交通の広域的な流動状況を把握し、各種計画の基礎資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	平成11年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年
作成資料	調書7-1 自動車流動量表
原資料	全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス） 取得先URL：自動車起終点調査 https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/ir-data.html ※データ利用の際は、地方整備局の道路管理者に申請が必要

■ 作成方法

調書7-1 自動車流動量表

1) 作成上の注意

各市町村間における、車種別、乗用車、貨物車等の車種分類ごとに発着地別のトリップ数を記入する。

2) 調書様式

発地 \ 着地	〇〇市	△△町	…		計
	トリップ/日	トリップ/日			トリップ/日
〇〇市					
△△町					
⋮					
計					

7-3 モノレールの状況

■ 目的

モノレールの運行状況や乗降客数を把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度
作成資料	調書7-2 モノレールの状況調書
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄都市モノレール 取得先URL：乗客数の推移 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/joukyakusu.html ・ 所管課資料

■ 作成方法

調書7-2 モノレールの現況調書

1) 作成上の注意

路線・駅毎の運行頻度及び乗降客数を記入する。

2) 調書様式

路線名	駅名	運営会社	運行頻度（平日）	運行頻度（休日）	乗降客数
			本／日	本／日	人

7-4 バスの状況

■ 目的

日常の移動手段として、バスの運行状況を把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度
作成資料	調書7-3 バス等の状況調書 図面7-1 バス・モノレール運行状況図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ Okinawa Transit and Tourism Opendata Platform(OTTOP) 取得先URL : Open Data Feeds https://www.ottop.databed.org/ ・ ゆいレール 取得先URL : 路線図 https://www.yui-rail.co.jp/routemap/ ・ ちゅらバス@なび 取得先URL : 路線案内 http://www.tyura-bus.sakura.ne.jp/bus/view/RouteInfo3.php#ui-tabs-1 ・ 一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書（運行系統別） ・ 各市町村所管資料

■ 作成方法

調書7-3 バス等の状況調書

1) 作成上の注意

路線ごとの運行頻度及び乗降客数を記入する。

乗降客数は、一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書（運行系統別）から収集。

※一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書は、各交通事業者から毎年各運輸局に提出されており、運輸局から入手する。

2) 調書様式

<乗降客数調書>

路線名	総数（日平均：休日）	総数（日平均：休日）
	人	人

<運行状況調書>

区分	事業者名	系統	運行頻度（平日）	運行頻度（休日）
				本／日

※区分は、「路線バス（民間）」、「路線バス（公営）」、「コミュニティバス」、「デマンドバス」、「その他」の区分を記入する。

図面7-1 バス・モノレール運行状況図

1) 作図方法

バス及びモノレールの一日当たり運行回数を凡例に従って図面上に表示する。

2) 縮尺：1/25,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区 分		色 彩	色番号	表示方法
運 行 回 数	401回～	あ か	15	幅2.0mm実線ふちどり
	201回～400回	だ い だ い いろ	4	
	101回～200回	き い ろ	2	
	51回～100回	き み ど り	5	
	11回～ 50回	み ど り	6	
	1回～ 10回	あ お	33	
バス・モノレール起点・終点		く ろ	24	直径5mm円 ぬりつぶし
バス停留所・モノレール駅		ち ゃ い ろ	21	直径3mm円 ぬりつぶし
都市計画区域界		む ら さ き	12	一点破線ふちどり
行政区域界		く ろ	24	一点破線ふちどり
市街化区域界		あ か	15	実線ふちどり
居住誘導区域		あ お	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域		み ど り	6	実線ふちどり

8 地価

■ 目的

地価の分布状況を把握することにより、地価負担力に見合った土地利用の動向や事業実施上の事業費の目安等の資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	—
作成資料	(既存資料等を活用)
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地価調査・地価公示 取得先URL https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/tochitai/shinsa/chika.html ・ 沖縄県地図情報システム 取得先URL：地価情報 http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/PositionSelect?mid=7

■ 作成方法

地価調査・地価公示の資料を活用し、本都市計画基礎調査では追加の調査は行わない。

9 自然的環境等

9-1 地形・水系・地質条件

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	図面9-1 治水地形分類図 図面9-2 主要水系調査利水現況図
原資料	<p><地形></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地条件図（国土地理院HPより入手可能） ・治水地形分類図（国土地理院HPより入手可能） ・土地分類基本調査（国土政策局国土情報課HPより入手可能） <p><水系></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県水調査（二級水系） （国土政策局国土情報課HPより入手可能） ・各市町村所管資料 <p><地質条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地分類基本調査（表層地質図、土壌分布図） （不動産・建設経済局情報活用推進課のHPより入手可能）

■ 作成方法

国土交通省による土地分類基本調査データを基に、地域の水系、急傾斜地、活断層、地質等について作成する。

図面9-1 治水地形分類図

1) 作図方法

- ①土地条件図、治水地形分類図、土地分類基本調査をもとに整理する。
- ②区域界以外の凡例は、原資料を参照とする。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 区域界に関する凡例

区分		色彩	色番号	表示方法
山地	山地	は だ い ろ	17	ぬりつぶし
	台地・丘段	だ い だ い ろ	4	
低地	低地	き い ろ	2	ハッチ
	旧河川	み ず い ろ	8	
変地 人口改	盛土地・埋立地	み ど り	6	ぬりつぶし
	その他人口改変地	き み ど り	5	

形等 その他 の地	海岸	あ お	33	
	河川・水面	み ず い ろ	8	
	その他地形	は い い ろ	37	
	急傾斜地	ち ゃ い ろ		ハッチ
活断層	あ か	15	一点破線ふちどり	
堤防	く ろ	24	実線ふちどり	

図面9-2 主要水系調査利水現況図

- 1) 作図方法
 - ①都道府県水調査（二級水系）をもとに整理する。
 - ②区域界以外の凡例は、原資料を参照とする。
- 2) 縮尺：1/10,000
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 区域界に関する凡例

区域界		色彩	色番号	表示方法
河川・湖沼		み ず い ろ	8	ぬりつぶし
及用水 水管	工業	ち ゃ い ろ	21	実線ふちどり
	上水道	だ い だ い い ろ	4	
取水・排水 施設	樋門・樋管	ふ か み ど り	7	▲
	ポンプ場	ぐ ん じ ょ う	9	◆
	ダム（多目的）	あ か む ら さ き	11	■
係利水 施設	浄水場	み ず い ろ	8	■
	下水処理場	ち ゃ い ろ	21	■
井戸	浅井戸・深井戸	あ か	15	●
	湧水（農業）	み ど り	6	+
	湧水（多目的）	ち ゃ い ろ	21	+
域水系 界流	水系流域	む ら さ き	12	実線ふちどり
	地下水盆流域	う す む ら さ き	34	

9-2 気象状況

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	昭和45年～令和2年
作成資料	調書9-1 気象調査表
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁統計データ 気象庁の観測データ、大気汚染常時監視測定局の測定データ等から収集。 ※気象庁の観測データは気象庁のウェブサイトからダウンロード可能。 取得先URL：気象庁各種データ・資料 https://www.jma.go.jp/jma/menu/menureport.html ・県統計資料

■調査方法

地域の気温、降水量、風向、降水日数、日照時間について調査する。

調書9-1 気象調査表

1) 作成上の注意

- ①都市計画区域内における主要地域の年別及び令和2年月別気象データを記入する。
- ②観測所は、各市町村から近傍の観測所の値を記載する。

2) 調書様式

①年別

観測所名：

年	気温 (°C)			降水量 (mm)		最多風向	平均風速	最大風速 時風向	降水日数	日照時間 (h)
	平均	最高	最低	総量	日最大 降水量					
S45										
⋮										
R2										

②月別 (令和2年)

観測所名：

月	気温 (°C)			降水量 (mm)		最多風向	平均風速	最大風速 時風向	降水日数	日照時間 (h)
	平均	最高	最低	総量	日最大 降水量					
1月										
⋮										
12月										

9-3 緑地の状況

■ 目的

都市における環境保全・レクリエーション・防災・景観など複合的な機能を有する重要な都市施設である都市公園等について、その整備状況と整備水準を把握するとともに、良好な自然的環境を形成しており、保全のために各種行為が法的に規制されている保全系緑地（地域制緑地）の状況を把握する。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書9-2 緑被分布集計表 図面9-3 緑被分布図 調書9-3 残存緑地表 図面9-4 残存緑地図
原資料	・図4-2 土地利用現況図 ・各市町村所管資料

■ 作成方法

- (1) 農振農用地図等既存の印刷物等のある場合はそれをベースに作成する。
- (2) 調査の対象とする緑地の分類

区分		
施設緑地	基幹公園	街区公園
		近隣公園
		地区公園
		総合公園
		運動公園
	特殊公園	風致公園
		動植物公園
		歴史公園
		墓園
		その他
	その他の都市公園	広場公園
		広域公園
		緩衝緑地
		都市緑地
		緑道
		都市林
		国の設置によるもの
	公共施設緑地 ※1	
	民間施設緑地 ※2	

地域性緑地	法によるもの	緑地保全地区
		風致地区
生産緑地地区		
その他法によるもの ※3		
	条例などによるもの ※4	

※1 国民公園、都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地(河川法による河川区域内（一級河川、二級河川及び準用河川）で、占有許可を受け、公共の利用に供しているもの)、港湾緑地、農業公園、児童遊園、市町村が設置している運動場やグラウンド、こどもの国、青少年公園 等

※2 公開空地、市民農園（上記以外）、一時解放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び解放している企業グラウンド、寺社境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園 等

※3 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法他）、歴史的風土特別保存地区（古都保存法）、自然公園（自然公園法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、河川区域(河川法による河川区域で、河川緑地を除いた部分（水面を含む）とする）(河川法) 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）、保安林区域（森林法）、地域森林計画対象民有林（森林法）、保存樹・保存樹林（樹木保存法）、名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財（文化財保護法） 等

※4 条例・要綱・契約・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等

調書9-2 緑被分布集計表

1) 作成上の注意

都市計画区域内における緑被地等の面積を集計する。

2) 調書様式

市町村名	緑被地面積(ha)				水面面積
	樹林地	草地	農地		
	ha	ha	ha	ha	ha
○市					

図面9-3 緑被分布図

1) 作図方法

図面4-2土地利用現況図から把握し、凡例に従って図面上に表示する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区 分	色 彩	色番号	表示方法
水田	き い ろ	2	ぬりつぶし
畑	ち ゃ い ろ	21	
樹林地	み ど り	6	
水面	あ お	33	
野草地	き み ど り	5	

調書9-3 残存緑地表

1) 作成上の注意

市街化区域と都市計画区域について細分化された緑地種別の箇所数・面積を記入する。

2) 調書様式

区分		市街化区域			市街化調整区域 (4)	都市計画区域 (3)+(4)=(5)
		人口集中地区 (DID) (1)	(1)を除く区域 (2)	小計 (1)+(2)=(3)		
施設緑地	基幹公園	街区公園				
		近隣公園				
		地区公園				
		総合公園				
		運動公園				
		計				
	都市公園	風致公園				
		動植物公園				
		歴史公園				
		墓園				
		その他				
		計				
	その他の都市公園	広場公園				
		広域公園				
		緩衝緑地				
		都市緑地				
		緑道				
		都市林				
		国の設置によるもの				
	計					
公共施設緑地						
民間施設緑地						
地域性緑地	法適用	緑地保全地区				
		風致地区				
		生産緑地地区				
		その他法によるもの				
	条例などによるもの					

(注) 緑地等が行政界にまたがる場合は、備考欄に施設名及び市町村名を記入する。

なお、面積には、行政区域内に含まれる部分のみを参入すること。

図面9-4 残存緑地図

1) 作図方法

①調査対象となる12項目の緑地について、凡例に従って図面上に表示する。

また、その他法によるものの「その他」についてはコード番号を図上に記入する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区分		色彩	色番号	表示方法	
施設緑地	基幹公園	街区公園	みどり	6	ぬりつぶし 実線
		近隣公園			
		地区公園			
		総合公園			
		運動公園			
	特殊公園	風致公園	きみどり	5	
		動植物公園			
		歴史公園			
		墓園			
	その他都市公園	その他	ふかみどり	7	
		広場公園			
		広域公園			
		緩衝緑地			
		都市緑地			
緑道					
都市林					
国の設置によるもの				ぬりつぶし	
公共施設緑地	だいだいろ	4			
民間施設緑地	おうどいろ	19			
地域性緑地	法によるもの	緑地保全地区	はいみどり	18	実線ふちどり
		風致地区	ちゃいろ	21	
		生産緑地地区	えめらるどいろ	31	
	その他法によるもの	農振農用地	きいろ	2	ぬりつぶし
		地域森林計画対象民有地	みずいろ	8	
	その他	こげちゃいろ	22		
	条例などによるもの	はいいろ	37		実線ふちどり
都市計画区域界	むらさき	12		一点鎖線ふちどり	
行政区域界	くろ	24		一点鎖線ふちどり	
市街化区域界	あか	15		実線ふちどり	

5) その他法によるものの「その他」のコード

コード	区分
1	近郊緑地特別保全地区
2	歴史的風土特別保存地区
3	自然公園
4	自然環境保全地域
5	河川区域
6	保安林区域
7	保存樹・保存樹林
8	名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財

9-4 動植物調査

■ 目的

都市における環境保全・レクリエーション・防災・景観など複合的な機能を有する重要な都市施設である都市公園等について、動植物の分布状況を把握し計画の基礎資料とする。

調査対象区域	都市計画区域
調査時点	—
作成資料	(既存資料等を活用)
原資料	自然環境保全基礎調査 取得先URL : http://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_list_h.html

■ 作成方法

自然環境保全基礎調査の資料を活用し、本都市計画基礎調査では追加の調査は行わない。

10 災害

10-1 災害の発生状況

■ 目的

既往災害（水害及び土砂災害）の状況をとりまとめ、土地利用の計画策定や個々の開発プロジェクトの検討、下水道整備の推進等にあたっての基礎資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度までの過去10年、又は資料の保存年限が10年以内の場合は保存年限
作成資料	調書10-1 既往災害状況表 図面10-1 災害発生状況位置図 図面10-2 がけ崩れ発生回数図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスク情報 ・ 国土数値情報ダウンロードサービス 取得先URL：災害・防災 https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html ・ ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/index.html ・ 各市町村所管資料

■ 作成方法

(1) 調査方法

前回調査結果に、それ以降に発生した災害を調査し追加する。

調書10-1 既往災害状況表

1) 作成上の注意

既往災害（水害及び土砂災害）の位置、発生年月日、被害状況について記入する。

2) 調書様式

<水害（外水（洪水、高潮、津波）、内水）>

位置	発生年月日	床上浸水	床下浸水	備考

<水害（内水）>

位置	発生年月日	床上浸水	床下浸水	備考

<土砂災害（土石流・がけ崩れ）>

位置	発生年月日	被害建物棟数	備考

図面10-1 災害発生状況位置図

- 1) 作図方法
既往災害（水害及び土砂災害）の位置を図面上に表示する。
- 2) 縮尺：1/10,000
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 図面凡例

区分	色彩	色番号	表示方法
<水害>	—	—	—
外水発生区域	あ	お	ぬりつぶし
内水発生区域	あ い い ろ	10	
<土石流・がけ崩れ等>	—	—	—
発生地点	こ げ ち ゃ い ろ	22	ぬりつぶし
砂防指定地	ち ゃ い ろ	21	
急傾斜崩壊危険区域	あ	か	
地すべり防止区域	き い ろ	2	
河川	み ず い ろ	8	

外水発生区域：河川の氾濫や堤防の決壊等により堤内地に生じた被害区域

内水発生区域：中小河川、下水道等の排水不良のため堤内地に生じた湛水による被害区域

図面10-2 がけ崩れ発生回数図

- 1) 作図方法
国土数値情報の土砂災害・雪崩メッシュデータを活用し、発生回数に関し、1 kmメッシュ単位の図面を作成する。
- 2) 縮尺：1/10,000
- 3) ベースマップ：地形図
- 4) 図面凡例

がけ崩れ発生回数（過去10年）	色彩	色番号	表示方法
1～2	は だ い ろ	17	ぬりつぶし
3～5	も も い ろ	13	
6～10	だ い だ い い ろ	4	
10～15	あ	か	
16～	ち ゃ い ろ	21	

10-2 防災施設の位置及び整備の状況

■ 目的

防災施設の位置や種別、収容可能人数等を把握する。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書10-2 防災拠点避難場所 図面10-3 防災拠点避難場所位置図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画 ・ 消防関係資料等 ・ 所管課資料

■ 作成方法

(1) 調査方法

地域防災計画、消防関係資料等の庁内資料等を元に作成する。

調書10-2 防災拠点避難場所表

1) 作成上の注意

防災拠点・避難場所について、位置、名称、種別、収容可能人数について記入する。

2) 調書様式

位置	名称	種別※	収容可能人数

※種別は、一時避難地、広域避難地、避難所、防災拠点、消防水利の別を記入。

図面10-3 防災拠点避難場所位置図

1) 作図方法

地域防災計画、消防関係資料等の庁内資料等を元に作成する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

区分	色彩	色番号	表示方法
一時避難地	だ だ だ いろ	4	ぬりつぶし
広域避難地	み ど り	6	
避難所	あ か	15	
防災拠点	あ お	33	
消防水利	み ず いろ	8	

11 その他（景観・歴史資源等）

11-1 観光の状況

■ 目的

観光の状況を把握し、都市施設計画や開発計画にあたってはこれらの分布状況に配慮し、今後の計画の基礎資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	図面11-1 宿泊施設総数メッシュ図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業台帳 ・宿泊施設に関する統計データ 取得先URL：宿泊施設実態調査結果 https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/15853.html
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設総数、収容人数、客室数のデータ作成方法については、国土数値情報ダウンロードサービス（不動産・建設経済局）の宿泊容量メッシュデータを参考とする。 取得先URL：宿泊容量メッシュ https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html ・観光統計実態調査 取得先URL：観光収入・経済波及効果 https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/14736.html ・観光要覧 取得先URL：観光要覧 https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/14738.html

図面11-1 宿泊施設位置図・総数メッシュ図

1) 作図方法

旅館業台帳等より、宿泊施設の位置をプロットし、宿泊施設総数、収容人数、客室数に関し、3次メッシュ単位の図面を作成する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 図面凡例

<宿泊施設位置>

区 分	名 称	色番号	表示方法
ホテル・旅館	き い ろ	2	●
簡易宿所	ち ゃ い ろ	21	●
下宿	み ど り	6	●

<宿泊施設総件数>

区 分	名 称	色番号	表示方法
宿泊施設総数1～10件	うすむらさき	34	ぬりつぶし
宿泊施設総数11～20件	むらさき	12	
宿泊施設総数20件以上	あかむらさき	11	

<収容人数>

区 分	名 称	色番号	表示方法
収容人数1～100人	み ず い ろ	8	ぬりつぶし
収容人数101～500人	あ お	33	
収容人数501～1,000人	うすむらさき	34	
収容人数1,001～2,000人	むらさき	12	
収容人数2,001～3,000人	あかむらさき	11	
収容人数3,000人以上	あ か	15	
ホテル・旅館	き い ろ	2	●
簡易宿所	ち ゃ い ろ	21	●
下宿	み ど り	6	●

<客室数>

区 分	名 称	色番号	表示方法
客室数1～100室	み ず い ろ	8	ぬりつぶし
客室数101～500室	あ お	33	
客室数501～1,000室	うすむらさき	34	
客室数1,001～2,000室	むらさき	12	
客室数2,001～3,000室	あかむらさき	11	
客室数3,000室以上	あ か	15	
ホテル・旅館	き い ろ	2	●
簡易宿所	ち ゃ い ろ	21	●
下宿	み ど り	6	●

11-2 景観・文化財等

■ 目的

良好な景観並びに史跡、歴史的建造物等の分布を把握し、都市施設計画や開発計画にあたってはこれらの分布状況に配慮し、また、都市の景観計画に当たっての基礎資料とする。

調査対象区域	行政区域
調査時点	調査年度の6月末日
作成資料	調書11-1 景観・歴史資源等一覧表 図面11-2 景観・歴史資源等位置図
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回基礎調査図面 ・ 文化財課要覧 取得先URL：文化財課要覧 https://www.pref.okinawa.jp/edu/bunkazai/edu/jimukyoku/bunkazai/index.html ・ 各市町村の指定文化財関連資料

■ 作成方法

(1) 原資料所管部署

各市町村における指定文化財関連資料の所管部署

調書11-1 景観・歴史資源等一覧表

1) 作成上の注意

- ・ 国、都道府県、市町村、学会、その他民間団体等から指定されている資源を幅広く収集する。
- ・ 資源の種類へは、図面7-1景観・歴史資源等位置図の凡例を参考に、自然系、歴史文化系、生活・産業系、眺望系の別を記入。

2) 調書様式

図面 対象番号	景観・歴史資源・観光名称	資源の種類
①		
②		

図面11-2 景観・歴史資源等位置図

1) 作図方法

資源の名称・位置が分かるように、調書と対応した名称・番号を表示する。

2) 縮尺：1/10,000

3) ベースマップ：地形図

4) 作図イメージ

(〇〇市(基準日:〇〇年〇〇月〇〇日現在))



5) 図面凡例

	表示方法			色 彩	色 番 号
	点	線 (実線)	面 (塗りつぶし)		
自然系	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂 ・池、島 (頂) ・天然記念物等 ・象徴的独立樹 	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線 ・河川、海岸線 ・山裾の樹林地境界 	<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園・自然公園 ・平地、大地 ・大きな湖沼、海 ・広がりを持つ樹林地 ・風致地区 	みどり	6
歴史・ 文科系	<ul style="list-style-type: none"> ・城趾・御嶽 ・寺社、歴史的建造物 ・遺跡、史跡、湧水・井戸 (カー等) ・伝統工芸 ・まつり・年中行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み (街道沿い等) ・美しい並木道、街道 (石畳等) ・掘割り、運河 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み (城下町等、面的な広がりを持つもの) ・景観地区 ・伝統集落 	きいろ	2
生活・ 産業系	<ul style="list-style-type: none"> ・主な公共施設 ・交通ターミナル ・漁港 ・主な橋梁 ・主な公園、広場 ・特徴ある大規模施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路 ・通りに沿った商店街 ・モノレール等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業地区 ・中心市街地・工業地 	ももいろ	13
眺望系	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場 (展望台等) ・ランドマーク ・アイストップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビスタ ・シークエンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・パノラマ 	あお	15

区分	色彩	色番号	表示方法
都市計画区域界	むらさき	12	一点破線ふちどり
行政区域界	くろ	24	一点破線ふちどり
市街化区域界	あか	15	実線ふちどり
居住誘導区域	あお	33	実線ふちどり
都市機能誘導区域	みどり	6	実線ふちどり
字界	はいいろ	37	実線ふちどり

11-3 レクリエーション施設

■ 目的

広域的な交通需要や自然公園地域等における土地利用等に影響を与えるレクリエーション施設の状況を把握するとともに、広域圏観光計画や緑の基本計画等の策定の基礎資料とする

調査対象区域	行政区域
調査時点	—
作成資料	（既存資料等を活用）
原資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回基礎調査図面 ・ 各市町村が指定するレクリエーション施設関連資料 （調書及び地図） ・ 沖縄県バリアフリーマップ 取得先URL：http://okinawa-bf-map.jp/ ・ スポーツコミッション沖縄 取得先URL：https://www.sports-commission.okinawa/

■ 作成方法

既存資料等を活用し、本都市計画基礎調査では追加の調査は行わない。

第3章

関連資料等

1 都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）

（都市計画に関する基礎調査）

- 第6条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。
- 2 都道府県は、準都市計画区域について、必要があると認めるときは、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。
- 3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行うため必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県は、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

（都市計画基準）

- 第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従って、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。
- 十九 前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果について配慮すること。

（都市計画の変更）

- 第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

(都市計画区域についての基礎調査の方法)

第四条 法第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が同項に定める事項に関して行なう調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行なうものとする。

(都市計画区域についての基礎調査の項目)

第五条 法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地価の分布の状況
- 二 事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額
- 三 職業分類別就業人口の規模
- 四 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
- 五 建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積
- 六 都市施設の位置、利用状況及び整備の状況
- 七 国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況
- 八 土地の自然的環境
- 九 宅地開発の状況及び建築の動態
- 十 公害及び災害の発生状況
- 十一 都市計画事業の執行状況
- 十二 レクリエーション施設の位置及び利用の状況
- 十三 地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項

(基礎調査の結果の通知の方法)

第六条の三 法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

- 2 前項の規定による書面の送付は、書面に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十九条の十において同じ。）に係る記録媒体をいう。）を使用して行うことができる。

(基礎調査の結果の公表)

第六条の四 国土交通大臣は、法第六条第五項の報告を受けたときは、その報告を受けた基礎調査の結果を公表するよう努めなければならない。

- 2 前項の結果を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

2 国の都市計画基礎調査実施要領の見直し等

1. 国の都市計画基礎調査実施要領の概要

国の都市計画基礎調査実施要領は、都市計画法第6条による「都市計画に関する基礎調査」を実施するための具体的な方法や手順を示したもので、昭和62年1月に公開された。

その後、社会情勢の変化や都市計画基礎調査情報の利用・提供の観点を踏まえ、平成25年6月、平成31年3月、令和3年5月にそれぞれ改訂が行われている。

2. 都市計画基礎調査実施要領の改訂内容

(1) 平成25年6月の改訂内容

平成25年6月時の改訂内容の概要を以下に示す。

1) 都市計画基礎調査実施要領の見直しの主旨

人口減少・超高齢社会の到来や厳しい財政制約等の社会経済状況の変化に伴い、都市計画に関する課題は多様化・複雑化するとともに、行財政の効率的な執行の面から調査の簡素化の必要性も高まっている。このため、これまで参照されてきた「都市計画基礎調査実施要領（昭和62年1月29日付建設省都計発第11号建設省都市局都市計画課長通知）」（以下、「S62要領」という。）について、調査項目の見直し及び調査項目毎のデータの収集方法等の再整理を行ったものである。

2) 主な見直し内容

<調査項目の統廃合>

実際の調査項目の取得状況、都市計画の見直しでの活用状況等を踏まえ、項目の統廃合を行った。

<調査の充実・内容の見直し>

近年の都市計画行政への要請等を踏まえ、調査の充実や内容の見直しを行った。

○大規模集客施設の立地

周辺市町村に大きな影響を与える大規模集客施設等の立地に関する調査を追加した。

○公共交通の状況

集約型都市構造を目指す上で重要な公共交通サービスの状況を把握するため、公共交通関連の調査内容の充実を図った。

○防災

防災拠点・避難場所の状況やハザードマップ等の災害情報の収集、防災性の分析を可能とするために道路幅員の区分の見直しを行った。

<調査の範囲>

「S62要領」では、都市計画区域を基本にデータ収集を行うことになっていたが、

既存の統計・調査データを用いる調査について、行政区域全体のデータを容易に入手できるものについては調査範囲を行政区域とする等とした。

<GISベースのデータ整理>

近年のGISの活用の一般化の状況や、インターネット等で国勢調査をはじめとする詳細なGISデータの公表が進む中で、GISを活用してより効率的にデータの収集・分析ができるよう、収集方法や集計方法を取りまとめた。

<市町村の協力>

都市計画基礎調査は都道府県が調査主体として実施するものであるが、現地の調査や原典資料へのアクセス性等に着目し、市町村の協力を得ることで調査が効率化する可能性のある項目について、整理した。

上記の見直し内容で、最も大きな変更点は、「調査項目の統廃合」である。次ページに調査項目の「昭和62年要領」と「平成25年要領」の調査項目対応表を示す。

■S62要領とH25要領の調査項目対応表

S62要領		H25要領との対応		H25要領	
大項目	中項目	小項目	分類	子-次項目	分類
01- 人口	1). 人口概観	(1) 人口総数及び増減	①人口	C0101	① 人口 C0101 人口概観 C0102 D01 C0103 特来人口 C0104 人口増減 C0105 通勤・通学移動 C0106 居間人口
		(2) 人口増減の内訳	①人口	C0104	
		(3) 人口の将来の見通し	①人口	C0103	
	2). 人口分布	(1) 市街地区別人口	①人口	C0101	② 産業 C0201 産業・職業分類別就業数 C0202 事業所数・従業員数・売上金額
		(2) 地区別人口	①人口	C0101	
		(3) 地区別人口密度状況	①人口	C0101	
		(4) 地区別人口密度増減	①人口	C0101	
	3). 人口構成	(1) 年齢・性別人口	①人口	C0101	③ 土地利用 C0301 区分区分の状況 C0302 土地利用状況 C0303 公有地の状況 C0304 宅地開発状況 C0305 宅地利用状況 C0306 林地利用状況 C0307 新興動向 C0308 条例・規定 C0309 森林系関係保護利用状況
		(2) 産業大分類別人口(産業別)	②産業	C0201	
		(3) 職業大分類別人口(職業別)	②産業	C0201	
		(4) 流出・流入別人口	①人口	C0106	
	02- 産業	(1) 産業大分類別事業所数及び従業員数	②産業	C0202	④ 建物 C0401 建物利用状況 C0402 大規模小売店舗の立地状況 C0403 住宅の所有関係別・建て方別世帯数
(2) 産業中分類別工業出荷額		②産業	C0202		
(3) 産業中分類別商売販売額		②産業	C0202		
03- 住宅	(1) 地区別住宅の所有関係別世帯数	④建物	C0403	⑤ 都市施設 C0501 都市施設の位置・内容等 C0502 道路の状況 ⑥ 交通 C0601 主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度 C0602 自動車流勢 C0603 鉄道・路面電車等の状況 C0604 バスの状況 ⑦ 地価 C0701 地価の状況 ⑧ 自然環境等 C0801 地形・水系・気象条件 C0802 気象調査 C0803 緑の状況 C0804 屋外レクリエーション施設の状況 C0805 動植物調査 ⑨ 公営及び災害 C0901 災害情報 C0902 防災拠点・避難場所の位置 C0903 公営の発生状況 ⑩ 気候・歴史遺産等 C1001 気候の状況 C1002 景観・歴史遺産等の状況	
	(2) 地区別待機率				
	(3) 地区別普通世帯の世帯数				
	(4) 地区別普通世帯の1人当たり世帯数				
	(5) 住宅状態の市町村単位でのマクロな把握				
04- 土地利用及び土地利用条件	1). 地帯条件	(1) 地形及び水系	⑧自然環境	C0801	⑩ 気候・歴史遺産等 C1001 気候の状況 C1002 景観・歴史遺産等の状況
		(2) 土地利用状況	③土地利用	C0302	
	2). 土地利用計画	(1) 土地利用計画	③土地利用	C0302	
		(2) 市街地の土地利用	③土地利用	C0303	
		(3) 公有地利用	③土地利用	C0303	
		(4) 非可住地状況	③土地利用	C0302	
	3). 宅地開発等の状況	(1) 宅地開発等の状況(個別世帯)	③土地利用	C0304	
		(2) 苗芸普及率	③土地利用	C0304	
		(3) 農地転用状況	③土地利用	C0305	
		(4) 市街化調整区域の開発	③土地利用	C0303	
	4). 農林漁業に関する土地利用	(1) 農地・山林状況(農地状況表)	③土地利用	C0302	
		(2) 農林業関係施設	③土地利用	C0309	
	5). 災害及び公害	(1) 洪水被害の発生(洪水被害調査)及び被害状況(被害調査)	⑨公営及び災害	C0901	
		(2) 既往火災の分布	⑨公営及び災害	C0901	
		(3) 公害状況	⑨公営及び災害	C0903	
	6). 気候環境状況	(1) 法適用状況	③土地利用	C0308	
		(2) 雨陽率・高度利用	③土地利用	C0308	
		(3) 気候・気象(気象観測・気象観測)の市町村別・関係する施設・設備等	③土地利用	C0308	
(4) 地区耐震等		③土地利用	C0308		
05- 建物	1). 建物用途別状況	(1) 建物用途別現況	④建物	C0401	⑪ 気候・歴史遺産等 C1001 気候の状況 C1002 景観・歴史遺産等の状況
		(2) 建物用途別の分布状況	④建物	C0401	
	2). 建物新築状況	(1) 地区別新築状況	③土地利用	C0307	
		(2) 中心市街地の建物新築	④建物	C0401	
	3). 中心市街地の建物現況	(1) 建物・道路・施設別現況	④建物	C0401	
		(2) 地区別建ぺい率現況	④建物	C0401	
(3) 地区別建物準現況		④建物	C0401		
(4) 地区別・用途別の建物延べ床面積現況		④建物	C0401		
06- 都市の歴史と景観	1). 市街地形成の沿革	(1) 市街地の形成			
		(2) 都市計画及び都市開発年表			
2). 景観・文化財等の分布	(1) 良好景観要素の分布	⑩気候・歴史遺産等	C1002		
	(2) 文化財等の分布	⑩気候・歴史遺産等	C1002		
07- 都市の緑とオープンスペース	1). 土地の自然環境	(1) 気象調査	⑧自然環境	C0802	⑪ 気候・歴史遺産等 C1001 気候の状況 C1002 景観・歴史遺産等の状況
		(2) 地質土壌調査	⑧自然環境	C0801	
		(3) 緑地調査	⑧自然環境	C0805	
		(4) 動物相調査	⑧自然環境	C0805	
		(5) 緑地調査	⑧自然環境	C0803	
	2). レクリエーション施設	(1) レクリエーション施設	⑧自然環境	C0803	
08- 地価	1). 地価分布	(1) 地価分布	⑦地価	C0701	
	2). 地価の変動	(1) 地価の変動	⑦地価	C0701	
09- 都市施設	1). 都市施設の整備状況	(1) 都市施設の整備状況	⑤都市施設	C0501	⑪ 気候・歴史遺産等 C1001 気候の状況 C1002 景観・歴史遺産等の状況
		(2) 道路網	⑤都市施設	C0502	
	2). 下水道	(1) 下水管網	⑤都市施設	C0501	
		(2) 上下水道の整備状況	⑤都市施設	C0501	
10- 交通	1). 自動車交通	(1) ソーン間自動車交通量	⑥交通	C0602	⑪ 気候・歴史遺産等 C1001 気候の状況 C1002 景観・歴史遺産等の状況
		(2) 主要道路断面交通量	⑥交通	C0601	
	2). 交通施設の利用状況	(1) 主要幹線乗車人員	⑥交通	C0603	
		(2) バス交通	⑥交通	C0604	

※一対一対応のものは掲載しない

(2) 平成31年3月の改訂内容

平成31年3月時の改訂内容の概要を以下に示す。

1) 都市計画基礎調査実施要領の見直しの主旨

人口減少・超高齢社会が本格的に到来し、他方、ICT・IoT等の普及に伴う社会のデジタル化・ネットワーク化が急速に進展する中、諸課題への対応のためコンパクトなまちづくりへの転換の実現や官民データ活用の推進等が求められている。このような背景のもと、都市構造の分析や住民によるまちづくり活動、民間事業での利活用による地域経済活性化等の一層の推進に資するよう、「都市計画基礎調査実施要領」（平成25年6月28日付国都調第14号国土交通省都市局長通知）について、利用・提供の観点も踏まえたデータ作成方法等の見直しを行ったものである。

「平成31年要領」の活用時の留意事項を以下に示す。

● マネジメント・サイクルを重視した都市計画への活用

集約型都市構造化（立地適正化計画の策定・見直し）、低炭素都市づくり、中心市街地活性化、安全・安心まちづくり等、都市計画が直面する課題は多様化している。個別の都市計画の決定・見直しのみならず都市計画総体としての適切さを確保する上で、都市計画基礎調査による客観的なデータやその分析・評価結果の活用が有効と考えられること。

● GIS 導入・活用の推進

国勢調査等の統計情報、交通施設等の公共公益施設の情報など、行政や関係機関が保有する詳細なGISデータがインターネットを通じて入手可能となってきた。GISの活用を前提とした都市計画基礎調査を実施することにより、これら公表データの活用による経費等の削減、分析の高度化への対応、都市計画GISや他分野との連携による行政事務の効率化・高度化などへの寄与が考えられることから、GISの導入・活用を積極的に推進されたいこと。また、GISの導入・活用を進め、あわせて適切なバックアップを保存しておくことにより、大災害時の復旧・復興対策を立案実行する際の基礎的データとして速やかな活用が可能であると考えられること。

● オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく調査の実施に基づく調査の実施

行政が保有するデータは、可能な限り利用・提供すべきという基本的な方向性のもと、民間事業者も含めさまざまな主体が容易に利用できるようにすること、また、取組可能なものから速やかに進めることが求められている。このため、都市計画基礎調査の実施においても、オープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うオープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づくことが重要であると考えられること。

2) 見直し内容

GIS導入の進展により、区域単位の集計等、地理情報の加工が容易になってきている。そのような状況を踏まえるとともに、都市のスポンジ化対策等のコンパクト・プラス・ネットワーク政策の一層の推進を図るため、データの作成方法や集計方法等の充実を図った。

<主な内容>

- 人口、土地利用、建物、都市施設、地価の分類において、区域単位の集計表に立地適正化計画の居住誘導区域、都市機能誘導区域の集計区分を追加した。
- 土地利用現況、建物利用現況の項目において、小地域単位の集計表を新たに追加した。
- 集計表の追加にあわせ、集計処理を行う際の階層区分（階数、建築面積、延床面積、建築年）を整理した。
- 土地利用の分類において、空地に係る用途区分を細分化した。

3) 調査項目一覧

次頁に「平成31年要領」の調査項目一覧を以下に示す。なお、「平成25年要領」から、分類やデータ項目に変更はない。

■ 収集データの分類及び項目一覧

分類	データ項目		頁
① 人口	C0101	人口規模	3
	C0102	DID	5
	C0103	将来人口	6
	C0104	人口増減	7
	C0105	通勤・通学移動	8
	C0106	昼間人口	9
② 産業	C0201	産業・職業分類別就業者数	11
	C0202	事業所数・従業者数・売上金額	12
③ 土地利用	C0301	区域区分の状況	14
	C0302	土地利用現況	15
	C0303	国公有地の状況	18
	C0304	宅地開発状況	19
	C0305	農地転用状況	22
	C0306	林地転用状況	24
	C0307	新築動向	26
	C0308	条例・協定	27
	C0309	農林漁業関係施策適用状況	28
④ 建物	C0401	建物利用現況	29
	C0402	大規模小売店舗等の立地状況	43
	C0403	住宅の所有関係別・建て方別世帯数	44
⑤ 都市施設	C0501	都市施設の位置・内容等	46
	C0502	道路の状況	47
⑥ 交通	C0601	主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度	49
	C0602	自動車流動量	50
	C0603	鉄道・路面電車等の状況	51
	C0604	バスの状況	52
⑦ 地価	C0701	地価の状況	53
⑧ 自然的環境等	C0801	地形・水系・地質条件	55
	C0802	気象状況	56
	C0803	緑の状況	57
	C0804	レクリエーション施設の状況	59
	C0805	動植物調査	60
⑨ 公害及び災害	C0901	災害の発生状況	61
	C0902	防災拠点・避難場所	63
	C0903	公害の発生状況	64
⑩ 景観・歴史資源等	C1001	観光の状況	65
	C1002	景観・歴史資源等の状況	66

(3) 令和3年5月の改訂内容

令和3年5月時の改訂内容の概要を以下に示す。

1) 都市計画基礎調査実施要領の見直しの主旨

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものである。

人口減少・超高齢社会が本格的に到来し、他方、ICT・IoT等の普及に伴う社会のデジタル化・ネットワーク化が急速に進展する中、諸課題への対応のためコンパクトなまちづくりへの転換の実現や官民データ活用の推進等が求められている。

加えて、空地、空家等の低未利用土地が時間的、空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」への対応や、防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進が喫緊の課題となっている。さらに、社会のデジタル化の観点では、「Society5.0」の実現に向けたスマートシティの取組や、デジタル基盤・先端技術等の活用によるまちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進も求められている。

以上を踏まえ、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）において、立地適正化計画の作成等は都市計画基礎調査に基づいて行うこととしたとともに、都市計画法施行規則の改正（令和2年国土交通省令第74号）において、調査項目の一部見直しや、基礎調査の結果を電磁的記録媒体による送付を可能とする等の措置を行ったところである。

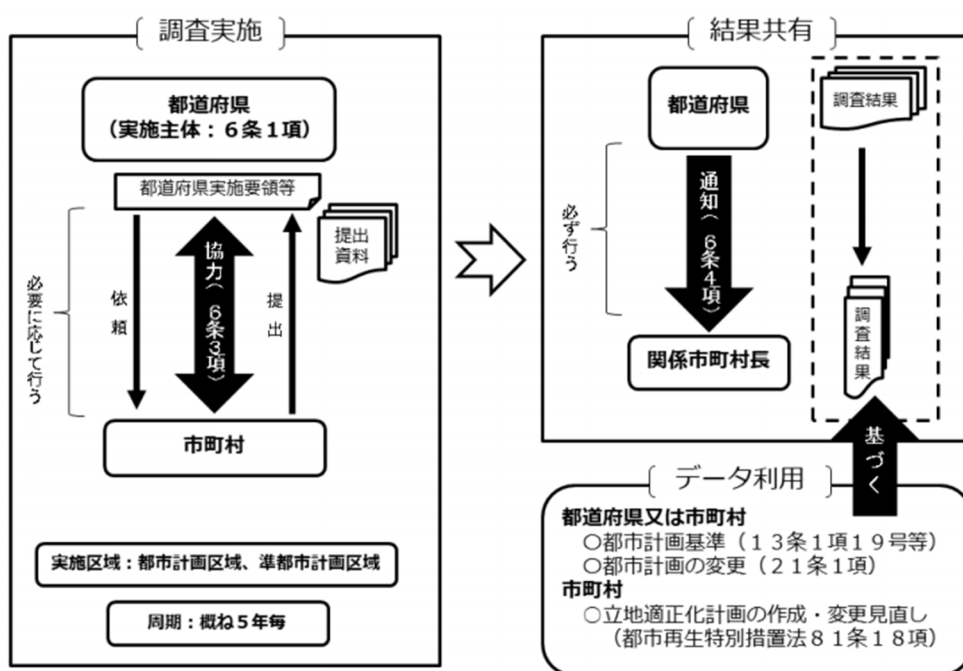
このような背景のもと、都市計画基礎調査の適切な実施により、都市構造の分析や住民によるまちづくり活動、民間事業での利活用による地域経済活性化等の一層の推進に資するよう、「都市計画基礎調査 実施要領」（平成31年3月26日付国都調第17号国土交通省都市局長 通知）について、今般見直しを行ったものである。

「令和3年要領」の活用時の留意事項を以下に示す。

都市計画基礎調査は、都道府県が調査主体として実施するものであるが、市町村が実施する調査の結果を活用するなど、市町村と連携した効率的かつ効果的な調査を実施することが望ましい。

なお、都市計画基礎調査の調査項目は、都市計画を運用する上で最低限必要と考える項目であるが、これ以外にも地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項を調査項目とすることとされており、適切な調査項目を設定することが必要である。

■ 都市計画基礎調査の流れ（都市計画法第6条）



● マネジメント・サイクルを重視した都市計画への活用

集約型都市構造化（立地適正化計画の策定・見直し）、低炭素都市づくり、中心市街地活性化、安全・安心まちづくり等、都市計画や立地適正化計画が直面する課題は多様化している。個別の都市計画の決定・見直しのみならず都市計画総体としての適切さを確保する上で、都市計画基礎調査による客観的なデータやその分析・評価結果の活用が有効と考えられること。また、その際、住民等へのわかりやすい説明の観点から、調査結果の空間分布を視覚的に把握することも有効であり、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられること。

● GIS 導入・活用の推進

国勢調査等の統計情報、交通施設等の公共公益施設の情報など、行政や関係機関が保有する詳細なGISデータがインターネットを通じて入手可能となってきた。GISの活用を前提とした都市計画基礎調査を実施することにより、これら公表データの活用による経費等の削減、分析の高度化への対応、都市計画GISや他分野との連携による行政事務の効率化・高度化などへの寄与が考えられることから、GISの導入・活用を積極的に推進されたいこと。また、GISの導入・活用を進め、あわせて適切なバックアップを保存しておくことにより、大災害時の復旧・復興対策を立案実行する際の基礎的データとして速やかな活用が可能であると考えられること。加えて、都道府県から関係市町村への調査結果の通知にあたっては、都市計画法施行規則の改正を踏まえて、データの集計・分析や幅広い活用に適する電磁的記録媒体による送付が望ましいこと。

● オープンデータ・バイ・デザインの実践に基づく調査の実施

行政が保有するデータは、可能な限り利用・提供すべきという基本的な方向性のもと、民間事業者も含めさまざまな主体が容易に利用できるようにすること、また、取組可能

なものから速やかに進めることが求められている。このため、都市計画基礎調査の実施においても、オープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うオープンデータ・バイ・デザイン(Open Data by Design)の考え方に基づくことが重要であると考えられること。（調査実施の技術的詳細は別途示す〔技術資料〕を参照するとともに、当該情報の利用・提供に係る考え方は「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン」を参照）

2) 見直し内容

都市計画法施行規則の改正により、追加された都市計画基礎調査項目の分類、集計に関する見直しを行っている。

<主な内容>

- 土地利用現況の収集項目において、低未利用土地の状況を追加した。
- 建物利用現況の収集項目において、高さ及び空家等の状況を追加した。
- 高さの集計表の追加にあわせ、集計処理を行う際の階層区分を整理した。

(参考) 都市計画基礎調査実施要領の策定・改訂経緯

S62.1 都市計画基礎調査実施要領の新規策定（第1版）

調査の方法・項目は都市計画法施行規則においてのみ定めていたが、調査項目毎の調査目的の明確化やデータ収集作業に留まらない、図化・グラフ化等による視覚情報化の充実等を図るため、新たに実施要領を策定。

H25.6 調査項目等の再整理に伴う改訂（第2版）

都市計画に関する課題の多様化・複雑化、行財政の効率的な執行の面からの調査簡素化の必要性の高まりを受け、調査項目の見直し、項目毎のデータ収集方法等を再整理。

H31.3 官民データ活用の推進に向けた改訂（第3版）

GIS導入の進展や都市のスポンジ化対策等のコンパクト・プラス・ネットワーク政策の一層の推進を図るため、関連する集計区分の追加や分類を細分化。また、利用・提供の観点も踏まえたデータ作成方法等の見直し。

3) 調査項目一覧

次頁に「令和3年要領」の調査項目一覧を以下に示す。なお、「平成31年要領」から、「レクリエーション施設の状況」と「公害の発生状況」がその他の分類となり、地域の実情に合わせた実施に移行した。

■ 収集データの分類及び項目一覧

分類	データ項目		頁
① 人口	C0101	人口規模	5
	C0102	DID	7
	C0103	将来人口	8
	C0104	人口増減	9
	C0105	通勤・通学移動	10
	C0106	昼間人口	11
② 産業	C0201	産業・職業分類別就業者数	13
	C0202	事業所数・従業者数・売上金額	14
③ 土地利用	C0301	区域区分の状況	16
	C0302	土地利用現況	17
	C0303	国公有地の状況	21
	C0304	宅地開発状況	22
	C0305	農地転用状況	25
	C0306	林地転用状況	27
	C0307	新築動向	29
	C0308	条例・協定	30
	C0309	農林漁業関係施策適用状況	31
④ 建物	C0401	建物利用現況	32
	C0402	大規模小売店舗等の立地状況	48
	C0403	住宅の所有関係別・建て方別世帯数	49
⑤ 都市施設	C0501	都市施設の位置・内容等	51
	C0502	道路の状況	52
⑥ 交通	C0601	主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度	54
	C0602	自動車流動量	55
	C0603	鉄道・路面電車等の状況	56
	C0604	バスの状況	57
⑦ 地価	C0701	地価の状況	58
⑧ 自然的環境等	C0801	地形・水系・地質条件	60
	C0802	気象状況	61
	C0803	緑の状況	62
	C0804	動植物調査	64
⑨ 災害	C0901	災害の発生状況	65
	C0902	防災施設の位置及び整備の状況	67
⑩ その他(景観・歴史資源等)	C1001	観光の状況	68
	C1002	景観・歴史資源等の状況	69
	C1003	レクリエーション施設の状況	70
	C1004	公害の発生状況	71